

平成21年6月第3回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成21年6月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 桜 田 秀 雄
2番 林 修 三
3番 山 口 孝 弘
4番 小 高 良 則
5番 湯 淺 祐 徳
6番 川 上 雄 次
7番 中 田 眞 司
8番 古 場 正 春
9番 林 政 男
10番 新 宅 雅 子
11番 横 田 義 和
12番 鯨 井 眞佐子
13番 北 村 新 司
14番 古 川 宏 史
15番 山 本 義 一
16番 京 増 藤 江
17番 右 山 正 美
18番 小 澤 定 明
19番 京 増 良 男
20番 丸 山 わき子
21番 加 藤 弘
22番 山 本 邦 男

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	長谷川 健 一
副 市	長	高 橋 一 夫
教 育	長	齊 藤 勝
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	小 倉 裕

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
教育委員会教育次長	尾 高 幸 子
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選挙管理委員会事務局長	長谷川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多久美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学校給食センター所長	石 井 勲
総 務 課 長	長谷川 淳 一
厚 生 課 長	蔵 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美恵子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成21年6月5日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

○議長（山本邦男君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、6月2日までに受理した要望2件については、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、川上雄次議員より、一般質問をするにあたって、参考資料配付の要望がありましたので、これを許可しました。

以上で報告を終わります。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴人の方に申し上げます。

傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されております。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第30条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次、質問を許します。

最初に、公明党、川上雄次議員の個人質問を許します。

○川上雄次君

おはようございます。公明党の川上雄次です。

一般質問をさせていただきますが、質問に先立ちまして、本市ではこの5月、千葉県警よりの通達で「交通死亡事故多発警報」が発令されました。大変残念なことに、本年5月4日、5月14日、5月26日と5月中に3件の交通死亡事故が八街市内で発生し、尊い命が失われております。佐倉警察管内では、今年は昨年を4件上回る6件の死亡事故が発生しており、このうち3件が八街市内で5月中に多発し、「交通死亡事故多発警報」の発令となりました。

交通事故犠牲者の皆様のご冥福を衷心より祈るとともに、全力で再発防止へ向けての関係各機関の努力が問われております。その意味でも、本日は市民に身近で重要な交通安全対策を伺い、次に介護保険のポイント制度、八街市の農業の将来像、近隣的高速道路へのアクセス問題、市庁舎における子育て支援の市民サービスについてなど、5項目にわたる一般質問を行います。市執行部の皆様には、前向きで積極的な答弁をお願い申し上げます。

それでは、最初の質問、交通安全対策についてお伺いいたします。

八街駅及び榎戸駅周辺は「八街市自転車等の放置防止に関する条例」で、自転車などの放置が禁止されている「自転車整理区域」に指定されております。これらの道路、区域に自転車や原動機付自転車などを放置することは、歩道をふさぎ、歩行者の通行の妨げになり、特に高齢者や身体の不自由な方にとっては、大変危険な存在となります。

また、子どもにとっては、視界を遮る障害物となり、災害時の避難や消防車の消火活動などにも障害となります。

また、残念なことに、近年増え続けている自転車の盗難の増加とともに、市内各地に放置自転車が乗り捨てられており、これらが街を雑然とさせ、治安や景観を損なっております。

そこで、これらの整理区域の管理や対策はどのように行われているのか。

質問要旨 1 は、自転車整理区域と放置自転車対策について伺います。

次に、本市では、先ほどお話ししたとおり、交通死亡事故多発警報が発令されました。交通事故を未然に防ぐためには、道路改良や信号機の増設など、安全対策の推進が不可欠です。しかし、現実には財政上の制約もあり、十分な対策ができておりません。

そこで、事前の策として、近隣市でも導入している、費用のかからなくて効果のある交通安全対策として、立体減速表示シートを危険な道路や通学路に表示して、交通事故の防止に取り組んではいかがでしょうか。お手元に配付した資料で、立体表示シートの写真がごございます。これは、近隣の佐倉市の例を示させていただきました。三色の 3 D の表示で、あたかも障害物があるような印象を運転のドライバーに与えます。減速を促すということで、大変効果のある対策でございます。道路改良や信号機設置に比べて、はるかに費用はかかりません。

そこで、質問要旨の 2 は、危険な交差点や通学路に立体減速表示シートを整備して、道路の安全対策の推進を求めるがいかがでしょうか。ぜひ、検討し、採用していただきたいと思います。

次に、ポイント制度による介護支援ボランティア育成について伺います。

平成 1 8 年度に東京の稲城市で行動改革特区として始まったこの制度は、平成 1 9 年 5 月からは介護保険制度における地域支援事業交付基金の活用事業となり、市町村の裁量により、介護支援ボランティア活動の推進事業として実施が可能になりました。

介護支援ボランティア制度とは、6 5 歳以上の高齢者の方々が介護支援に関わるボランティア活動をした場合、その活動につき評価ポイントが付与され、その評価ポイントが次年度に現金として交付される事業です。

具体的には、介護保険対象施設において、介護支援ボランティアの活動をして、例えばレクリエーションなどの指導、参加支援、お茶出し、食堂内の配膳補助、喫茶などの運営補助、散歩、外出、館内移動の補助、行事などの手伝い、話し相手、その他、施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動などの実績に応じてポイントが交付されます。ポイントは、介護保険料や介護サービス利用料に充てることができ、実質的な保険料負担軽減にもつながります。それだけでなく、高齢者が活動を通じて社会参加・地域貢献ができ、自身の健康増進を図ることにもつながり、これらの活動が介護予防にも役立つ、まさに一石二鳥の施策です。

そこで、質問要旨の 1 は、本市でもポイント制度による介護支援ボランティア活動の導入を望むのがいかにか、伺います。

次の質問事項は、農業問題について質問します。

今、全国で加速化する耕作放棄地が問題となっております。国内の農地面積は1961年の609万ヘクタールをピークに2007年には465万ヘクタールと144万ヘクタールも減少しております。

1985年から20年間の耕作放棄地面積は13.5万ヘクタールから38.6万ヘクタールに増加し、埼玉県とほぼ同じ面積までに耕作放棄地が広がっております。このうち、営農せずに土地だけを持つ「土地持ち非農家」の割合も4割を超えております。

一方、耕作放棄地の発生原因については、約5割が高齢化による労働不足、そのほかは生産性が低かったり、農地の受け手がいない、土地条件が悪いなどと続いています。

しかし一方、圃場整備が完了した地域での放棄地率は0.2パーセントと極めて低くなっております。農業環境、支援の必要性をあらわしております。

政府は食料自給率の低迷と農地減少に歯止めをかけるため、2007年から耕作放棄地対策に本腰を入れ始め、5年程度をめどに農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す決定をしております。

さらに、本年度2009年度予算案には、放棄地を再生・利用するための活動を手厚く支援し、新たな取り組みを始めています。総額206億円の耕作放棄地、再生利用緊急対策交付金、これは賃借などによって耕作放棄地を再生・利用する担い手や集落営農組織、NPO、あるいは新規就農者、隣接して農地を持つ農業者など、交付対象を極めて広く設定しています。

また、灌木や木の根、不法投棄物などの除去、深耕、整地など、農地として利用するために重機などを用いる作業に対しては、荒廃の程度に応じて10アール当たり3万円あるいは5万円を取り組み、初年度に限り助成しております。

劣化した土壌を営農可能な状態に戻すための土壌改良に対しては、10アール当たり2万5千円を最大2年間助成。さらに営農定着支援として、同じく10アール当たり2万5千円が1年間助成されるほか、用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売所・加工所、市民農園などの整備にも補助することで、営農をバックアップする施策を本年展開しております。

そこで、質問要旨1は、農業は基幹産業であり、同じく耕作放棄地問題を抱える本市の対策を伺います。

次に、農林水産省では、これまで、農業者団体を事業主体として、革新的な施設園芸技術による季節や天候の制約を受けない安定的な野菜生産を実現する「低コスト植物工場」を確立する「低コスト植物工場成果重視事業」を実施しております。

さらに、本年度は植物工場の普及・拡大に向けて新規の植物工場普及・拡大総合対策を予算化しております。その中には、農業者団体等による植物工場100カ所導入の支援策もあります。八街市も農業が基幹産業です。革新的な技術の導入や時代のニーズにあわせた新しい農業や強い農業づくりが求められております。

そこで、質問要旨の2は、八街の農業の将来像の1つとして、野菜生産工場の誘致を積極的に行うべきと思うがいかがか、お考えをお伺いします。

質問事項の4は、高速道路へのアクセスについて伺います。

八街市には、高速道路のインターチェンジはありませんが、市境の周りを高速道路が走り、東関東自動車道の佐倉インター、富里インターと千葉東金道路の山田インターが近くにあります。

また、酒々井インターの建設も決まっており、本市への人、物の物流をスムーズにするためのアクセス道路の確保、整備は極めて重要な問題です。

そこで、質問要旨の1は、かねてから懸案となっている酒々井インターへの取り付け道路実現への取り組みについて伺います。

次に、東京方面から本市に向かうとき、佐倉インターの出口には、「佐倉・酒々井」出口の表示があります。八街の表示はありません。料金所を出て初めて「八街」の表示があらわれます。酒々井インターの開設に合わせて、本市へのアクセスの入り口でもある、佐倉インター出口表示に八街市と明示できないでしょうか。

そこで、質問要旨の2は、佐倉インター出口看板の表示に「八街」と表示し、本市へのアクセスが明確になるように高速道路会社に要望すべきと思うがいかがでしょうか。

最後の質問事項は市民サービスについてであります。

今、各地の市役所を訪れると、当然のようにベビーカーと車いすが市役所の入り口に備えられております。さらに、子育て支援策として、ベビーベッドや手洗い施設、給湯所、ポット、イスなどを完備した授乳所の設置も多くの自治体では行われています。最近では、子育てに力を入れている市で、同様の整備を備えて「赤ちゃんの駅」の名で、市の施設や民間施設も加えて、市内全域で子育て支援をしております。中でも埼玉県春日部市は「乳幼児と気軽に外出し、赤ちゃんの授乳やおむつかえが自由に行える場所を」と「赤ちゃんの駅」を市内46カ所誕生させております。人口が8万2千人と本市に近い人口規模の埼玉県本庄市では、公共施設と民間施設など市内何と90カ所に「赤ちゃんの駅」を設け、子育ての中のお母さんたちから喜ばれております。

お手元に春日部市と本庄市の「赤ちゃんの駅」の表示看板を配付させていただきました。親しみやすく利用しやすいような取り組みをされております。

そこで、本市でも例えば親しみやすいピーちゃん・ナツちゃんの「赤ちゃんの駅」など、市内各地にできれば、市街地の活性化につながるのではないのでしょうか。

そこで、まず手始めに市の公共施設にベビーベッドや手洗い施設、ポット、イスなどを完備した授乳所や市役所入り口にベビーカーを備えて、子育て支援の充実が図れないでしょうか。

そこで、質問要旨の1は、市役所内に授乳所やベビーカーを常設して、市民サービスの充実に努めるべきと思うがいかがか、お伺いいたします。

以上で、私の5項目の質問を終わります。前向きなご回答をよろしくお願いいたします。

○市長（長谷川健一君）

初めに、質問事項1. 交通安全対策について答弁いたします。

(1) ですが、八街駅及び榎戸駅周辺は、自転車等の放置を防止し、良好な都市環境の確保と交通の円滑化を図るため、自転車等整理区域に指定し、自転車等を放置してはならないとしております。

整理区域の周知方法につきましては、市のホームページや広報紙、区域内には看板による表示や歩道の平板ブロックやステッカーにより明示しております。放置された自転車等につきましては、保管場所に移動を行い、告示するとともに、利用者及び盗難の有無の確認後、利用者等に返還の通知をしておりますが、既に盗難届の提出されている自転車等は警察に引き渡しを行っております。

また、告示をした日から3カ月間経過し、引き取りのない自転車につきましては、車両登録の抹消を行い、社会福祉協議会へ無償で払い下げを行っております。

平成20年度に撤去した自転車等の台数につきましては、592台であり、そのうち警察に引き渡した台数は26台、返還した台数は94台でありました。

なお、自転車の保管料の額につきましては、2千円と定めております。

次に(2)について答弁いたします。

現在、本市の交通安全対策では、危険な交差点や通学路には、スクールゾーンの路面表示や電柱に注意看板を設置するとともに、カーブミラーや自発光鋲等を整備しているところでございます。

ご質問の立体減速表示シートにつきましては、近隣では佐倉市で実施しており、ドライバーが運転中に障害物があるような感覚になり、知らず知らずのうちに速度を落とす効果があるものと認識しております。

今後は、交通安全対策の1つとして、場所の選定や規模等を考慮し、予算の範囲内で検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 介護保険について答弁いたします。

(1) ですが、少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められていることから、地域支援事業実施要綱が改正され、市町村の裁量により、地域支援事業として介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることが明確化されました。

実施スキームの一例を申し上げますと、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は活動実績を評価した上で、ポイントを付与いたします。こうした支援活動については、介護予防事業のうち、一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払い、管理機関は支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申し出があった場合については、申し出に応じて、その管理する資金から参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、参加者にかわって、

その額を市町村に対して参加者の保険料として支払うことができるものでございます。

しかしながら、このような介護ボランティア活動の推進に当たっては、ポイントの対象となるボランティア活動の明確化、ポイントを付与する場合の活動実績の評価基準及びポイントを換金する場合の、その方法の明確化など、幾つかの課題が想定されますので、本市といたしましては、先進事例の実績と効果を見きわめ、他の自治体の取り組み状況などの情報を収集しながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．農業問題について答弁いたします。

（１）ですが、耕作放棄地につきましては、近年の就業形態や社会情勢の変化による農業従事者の減少に加え、担い手の高齢化により、今後も増加することが予想されます。

市といたしましても、耕作放棄地の増加は、自給率を向上させ、食料を安定供給するという観点からも大きな懸念材料であり、その発生防止と解消、有効利用は重要な農政課題であると考えております。

現在、本市では、農地の利用効率の向上と耕作放棄地の発生防止と解消を図るため、農家や土地所有者の意向を確認し、利用権の集積を推進することにより、農地の適正な管理を促しているところでございます。

また、本年１月末に設立いたしました八街地域耕作放棄地対策協議会においては、耕作放棄地の再生実証試験を実施し、農地の再生に係る経費の検証を行いましたので、今後、こうした検証結果と地域の実情に基づいた耕作放棄地の解消計画を策定してまいりますとともに、引き続き、所得増大のため、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう条件を整備し、生産の安定化・省力化を目的とした整備などに対する補助事業を積極的に推進するほか、農業者の資金融資の円滑化を図るため、制度資金の一部を助成するなど、魅力のある農業を構築し、効率的に高所得経営が実施できるよう、経営の安定化に向けた支援を行い、耕作放棄地解消に取り組んでまいりたいと考えております。

次に（２）ですが、栽培環境を重視し、野菜の成長能力を最大限に引き出して、高品質の無農薬野菜を安定供給する「野菜生産工場」いわゆる「植物工場」については、経済産業省と農林水産省が、現在、促進しているところであります。

しかしながら、民間企業の資本や技術力を活用する植物工場は技術的に発展途上であることや、農地法に基づく農地の貸借・取得に関わる煩雑な手続に加え、建設コストが高いことが普及の障害になっている状況であります。

この植物工場につきましては、新しい農業施策としての１つの方法と思われるので、今後、関係機関と十分検討してまいりたいと考えております。

次に、質問要旨４．高速道路へのアクセスについて答弁いたします。

まず、（１）ですが、酒々井町を中心とするインター周辺の市町で組織する東関東自動車道酒々井インターチェンジ設置促進期成同盟では、酒々井インターチェンジの設置は、国道２９６号、国道４０９号及び主要地方道富里酒々井線を利用する周辺自治体からの新しい利用が期待できるとともに、広域的な道路ネットワークの形成や周辺自治体の活性化を図るた

めの契機となる重要な都市基盤であると考えております。

そこで、期成同盟におきましては、インターチェンジの早期完成とあわせまして計画されていますインターチェンジ南側から主要地方道富里酒々井線へのアクセス道路が国道296号の渋滞緩和と周辺自治体の地域活性化に不可欠であると考えことから、早期に実現するよう構成市町が一体となって要望しているところでございます。

また、本市の北部を横断する主要地方道富里酒々井線は、インターチェンジ南側で重要な役割を持ち、本市をはじめ構成市町におけるインターチェンジへのアクセスに密接に関係しますことから、この路線の道路改良、交差点改良などにつきましても、同様の要望をしておりますが、現時点では具体的な動きは出ておりません。このようなことから、今後も期成同盟の中で事業の促進に向けた協議、要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、(2)ですが、東関東自動車道下り線、佐倉インターチェンジ出口手前の1キロメートル地点と500メートル地点に補助看板が設置され、「八街」と表示されていますが、出口案内板本体では、3地点で「佐倉・酒々井出口」の表示になっております。

今後、(仮称)酒々井インターチェンジの開設に向けて、周辺インターチェンジや高速道路上の案内表示は実態に合わせた整理がなされるものと思われます。

これら各種案内表示につきましては、周辺自治体全体に関係することでございますので、酒々井インターチェンジ設置促進期成同盟におきまして、構成市町との協議とともに、千葉県及び東日本高速道路株式会社とも協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項5. 市民サービスについて答弁いたします。

この件につきましては、総合保健センター1階に設置可能なスペースがありましたので、乳児室を設置して、もう利用をしていただいております。以上でございます。

○川上雄次君

ご答弁大変ありがとうございました。特に最後のところで、授乳所を早速作ってくれたということで、ありがとうございました。

では、順を追って再質問させていただきます。

まず最初に、自転車整理区域でございますが、自転車整理区域が変わりましたという表示がホームページにございましたけれども、どのような形に変わったのか、その内容をもうちょっと詳しくお願いします。

○建設部長（並木 敏君）

榎戸地区と八街駅の周辺に整理区域を設けておりましたが、新たに追加したということでございます。

○川上雄次君

この広がった区域は、八街駅北口なんのでしょうか。どこなのでしょう。

○建設部長（並木 敏君）

八街駅北口でございます。

○川上雄次君

わかりました。南口のけやきの森も、この自転車整理区域になっておりまして、けやきの森自体には、駐車場はあるんですけども、駐輪場がないと。そして、公園の入り口に自転車が大変放置されていて、止めてあって通りにくい、危ないという声を市民の皆さんからお聞きするんですけども、整理区域の中でもございますので、このけやきの森に駐輪場を設けるというお考えはないでしょうか。

○建設部長（並木 敏君）

ご指摘のとおり、けやきの森の一番北側の道、そこまで整理区域の指定がなされております。それで、ただいまの放置自転車等が見受けられますので、自転車駐輪場を設置するつもりはないかということでございますが、現在のところは考えておりません。

○川上雄次君

けやきの森の駐車場が、かなり管理が行き届いてくるようになって、スペースも出てきたというお話も聞きますので、公園を利用する方は歩いてきて利用される方とか、車の方もいらっしゃいますけれども、自転車で来る、特に中学生なんかも多いんですね。そういった意味でルールづくりというか、きちっと駐輪場を決めておかないと、現状では入り口に本当に何台もが止まって、通行の邪魔になっているということなので、この公園の公共性から考えた場合、駐輪場がこれは不可欠だと思うんですね。そういった意味で、考えていないではなくて、考えていただけないでしょうか。もう一度、ご答弁をお願いします。

○建設部長（並木 敏君）

ただいまご指摘のとおり、車の駐車場につきましては、約40数台のところ、去年の12月以前、常に満杯の状態であったということで、市の方で規制等の徹底を行いました。現在のところ普段駐車している台数につきましては10数台ということで把握しております。その辺が自転車駐車場、車の駐車場のスペースの中に駐輪場という形でできるものかということにつきましては、実際にはスペースはありますので、検討はさせていただきたいというように考えております。

○川上雄次君

この自転車整理区域に隣接しておりますし、また、現実にもそういった弊害も出ております。今の部長さんのお話によりますと、駐車場が40数台あるのが普段駐車が10数台に変わったということですので、スペース的にも余裕があるというようにお話ですので、市長にお尋ねしますが、市長、こういった状態なので、もうちょっと具体的な検討をしていただけないでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

今、部長が答弁したとおり、スペースがあるということですので、一番手っ取り早い、早く作るといえば、駐車場の中に自転車の駐車場を作るのが一番早いと思いますので、検討させます。

○川上雄次君

大変ありがとうございました。ぜひとも早期な実現をお願いしたいと思います。

それと、自転車整理区域で撤収した自転車の保管料なんですけれども、2千円ということで、結構高額なんです。これ、もう10何年も前から、この2千円ということで、実は私も子どもが10数年前ですけれども、自転車の盗難に遭いまして、大分たってから「見つかりました」という連絡が市からありました。それで、本人がとりに行きましたら、もうぼろぼろになっていて、それで「保管料2千円です」ということで、2千円を払って釈然としない気持ちで帰ってきたということで、そういうことがあったんですけれども、近隣市を見ますと無料であったりとか、1千円ぐらいなんです。今、自転車の価格の安いものはホームセンターで6千円ぐらいで販売されています。自分が放置したのではなくて、盗難に遭って取りに行ったら2千円とられてしまうというようなこともあるようなので、この価格というのは見直しの時期が来ているのではないのでしょうか。ちょっとその辺、見解をお伺いします。

○建設部長（並木 敏君）

価格の見直しということでございますが、周辺で申しますと佐倉市、四街道市につきましては、八街市と同じように2千円だということでございます。八街よりも保管料が高い市町村につきましては、いわゆる東京近辺、これで言いますと松戸市とか、柏市というところとかが3千円をとっているわけなんです。確かに東京近辺よりは地価的な問題といえますか、保管する場所は市役所でやっておるんですが、ご指摘のように2千円が高いのかどうかということにつきましては、この積算の基礎につきましては、放置されてある場所から持ってくる、いわゆる車の代金とか、職員の人件費等を考えて積算したものです。現在のところは2千円が高いという認識は、私どもは持っていないということでございます。

○川上雄次君

これ、市民感覚で高過ぎると通知があってもとりに行かないと。制度が、機能が果たされなくなってしまうんじゃないかと、こういう心配もあるんですね。警察のステッカーを貼ってあっても同じ値段をとられるわけですし、盗難されたものの場合には配慮するということで、たしか盗難届があれば無料というふうに聞いているんですけれども、なかなか盗難届を出さない方も多いと思うんですね。佐倉警察管内では、自転車の盗難が昨年よりも70数台増えているという話を聞いているんですけれども、これは届けを出したという方も氷山の一角じゃないかなと思うんですね。届けを出さないで盗難されているという自転車も多いと思うので、そういった盗難防止とか、自転車の管理というものをより適切なものにしていくためにも、その辺の管理も保管料も安くして、実態に合わせてもらいたいなというように思いますので、これはご要望しておきますので、また検討をお願いいたします。

それから、立体減速シートでございますけれども、昨日の一般質問の中でも、今、八街市で信号機の要望が40カ所というお話がありました。1年に1カ所、2カ所というような設置実態から見ますと、なかなかこの辺の信号機の整備とか、または道路改良には時間がかかると。そういった意味では、このステッカーで、表示シートを貼り付ければ、安全対策の向上が期待できますので、これは担当課にお尋ねしますけれども、シート対応ですので、担当課の直轄事業でも可能かどうか、ちょっとお尋ねします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この立体減速表示シートでございますけれども、ご指摘のとおり貼り付けるということでございますけれども、機械としましては熱を使って貼り付けるということでございますので、これは多分、直営といいますか、職員がやるということではなくて、業者に施工してもらうというような形にはなろうかと思えます。

○川上雄次君

それは、コスト計算をよくしていただいて、機材を整えて直轄でやった場合と、それから入札等でやった場合とどちらが安くできるか。本当に道路改良から比べればはるかに安くできます。さらに安くたくさん設置できるような工夫をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、2番目の質問の介護保険についてお尋ねします。

以前に私、地域通貨という形で、こういった介護ボランティアの保険料軽減につながらないかという質問をさせていただきましたけれども、地域通貨、時間がかかるわけですがけれども、この介護ボランティア活動が交付金の対象になるということが、平成19年度から市町村の裁量でできるということになりましたので、これに関しては担当課の方では関係各団体とか、また、介護施設の考え方とか、検討したことがあるかどうか、ちょっとその辺をお尋ねします。

○介護保険課長（醍醐真人君）

申し上げます。具体的に介護施設等とお話し合いを持つといいますか、具体的な協議はまだしてございません。現在では、ご答弁申し上げましたように、東京都の稲城市が平成20年4月から本格実施ということで、今、稲城市におきましては1年経過をしている状況でございますので、その辺の1年たった結果等も今後収集しながら、あるいは千葉県内で実施している団体等については、まだ把握してございませんが、もし、導入するというか、実施するというような団体等がございましたらば、その辺の実施の状況等も収集しながら、議員さんがおっしゃったような介護予防に資するということで、効果等も期待できるかと思えますので、引き続き調査・研究の方をさせていただきたい、そう考えております。

○川上雄次君

ありがとうございます。介護現場では、人材が足りないというお話も聞いております。また、介護保険料も少しずつ上がってきているというような状況とか、また、高齢者の方でも社会参加したいというご希望の方もたくさんいらっしゃいます。市民協働の社会ということを作る意味でも、これは交付金として原資は確保できるわけですから、そういった意味でも、財政的な面でも多方面にわたって、非常にメリットのある制度だと思うんですね。実現するには、いろいろ各関係各位の努力は必要だと思いますけれども、これはやったらやっただけの効果もあると、大変大きな効果があると考えますので、ぜひとも前向きに検討していただいて、他市の動向も大事なんですけれども、八街が先頭を切って、このようなシステムを作ったと、このような形ができればありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

す。

続きまして、農業問題についてお伺いいたします。

耕作放棄地の八街市の状況というのは、詳しく数字的なものを教えていただければありがたいんですけども、お願いします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

耕作放棄地の現状でございますけれども、これは平成20年度に調査をした結果でございます。これによりますと、直ちに耕作することが可能であると判断された耕作放棄地が約152ヘクタール。それから、基盤整備を実施することにより農業を利用することが可能であると判断された土地が約160ヘクタール。それから、森林原野化いたしまして、農地に復元して利用するのは難しいというような土地が54ヘクタールというような状況でございます。

○川上雄次君

国の方では、耕作放棄地ゼロを目指しての行動計画を立てております。そういった意味でさまざまな、今、本年度も含めて交付金措置等がありますけれども、先ほどのお話の耕作放棄地対策協議会、これはどのようなメンバーの方が参加して、何回ぐらい年に会合を持たれているのか。また、これは先ほどお聞きした耕作放棄地、直ちに耕作できる152ヘクタール、これをどの程度、耕作地に変えるというような目標を持たれているのか。その辺のもうちょっと詳しい、この協議会の内容を教えていただきたいんですけども。

○経済環境部長（森井辰夫君）

耕作放棄地につきましては、この本年1月に設立いたしました八街市地域耕作放棄地対策協議会の中で対応をしていくということでございまして、まず、この対策協議会のメンバーにつきましては、私、経済環境部長が会長となっておりまして、そのほかのメンバーにつきましては、農業委員会会長であるとか、JAの組合長とか、そのほか市の土地改良協議会の方々がメンバーとなっておりまして、この中でいろいろ協議をして、耕作放棄の解消を目指すということで、現在進んでおります。

それで、対策協議会につきましては、1月に設置いたしまして、協議会を1回開催いたしまして、平成20年度における内容を協議いたしました。その結果、20年度におきましては、まず、耕作放棄地の再生実験試験を行おうということで、40アールの畑を再生いたしました。この40アールの畑の状況を申し上げますと、耕作放棄をいたしまして、約10年経過しておりまして、一面ススキのほか、約10センチ程度の灌木、これがかなりの本数あったという状況のものを再生したということでございます。

それで、今年度につきましては、再生に係る経費等の立証を行いましたので、この結果をもとに今後この再生した土地を耕作した場合の生育状況がどうなるのかと。また、再生後の土地利用、こういった面を今後いろいろと関係団体とも協議をしていくということで考えております。

○川上雄次君

私、先ほどお話しした、国の対策もかなり進んでいるんですけども、今後こういった交付金、補助金等を活用するという、その辺の検討はされているのでしょうか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

もちろん、そういったものも十分活用した上でのございます。

○川上雄次君

大変ありがとうございました。八街の農業が、10年後、20年後、30年後、さらに希望を持っていけるような、先ほど出した野菜生産工場等の誘致も、国の施策を見ますと農業団体中心という方も、そういった投げかけもありますので、民間の企業だけではなくて、そういった意味では、あらゆる方の知恵を集めていただいて、耕作放棄地を減らし、また、そういったものを活用できるように。中には、市民農園も交付金対象になっておりますので、市民農園も含めた耕作放棄地の活用方法をしっかりと検討していただきたいと、このように要望しておきます。よろしくお願いします。

それから、4番目の高速道路のアクセス、非常に今、道路の整備に伴って地域の活性化が進むということがございます。そういった意味では、本市の周辺には高速道路のインターがたくさんございますので、ここを使った活性化策というのが大事になってくると思います。1つには、佐倉インターの近くにあります第3工業団地、このメイン道路も八街市の市の境でぶつとりと止まっていると。そして、右にそれだ細い道で八街につながっているということがあるんですけども、酒々井インターも同じようなことにならないように、しっかりとした取り付け道路の実現をお願いしたいと思います。

この佐倉インターの第3工業団地のメインの道路についてなんですけれども、これは建設当時は八街の方に伸びるようになっていたんでしょうか。途中でぶつとり止まっているんですけども、建設当時の経緯というのをちょっとお聞きしたいんですけども。

○建設部長（並木 敏君）

現在ご案内のとおり、八街市のアクセスにつきましては、3・4・3号、これは八街神門線なんです、街路事業分につきましては既に用地買収は終わっておりまして、現在、道路事業分について行っているところでございますが、八街神門線を広げるような形にしまして、今ご指摘がありましたように、佐倉の工業団地のところと、今、都市計画の決定をしてある神門線にかぶせまして、接続をするという形で八街市の都市計画道路は決定しておりますので、当初はそこに接続するというような形で理解しておりました。

○川上雄次君

佐倉インターの第3工業団地も八街市の境まで広がっているわけです。また、酒々井インターの計画も八街の境まで開発が予定されていると。そういった意味で、本市もそれに対応したいいろんな企画をして、そして市の活性化につなげていただきたいと。また、その辺の協議会を通じて、しっかりと要望をしていただきたいと思います。

それと、東関東自動車道の出口の表示、八街の表示、これを例えば具体的に要望書とか、そういう形でとった方がいいんじゃないかと思うんですけども、その辺は協議会での発言

だけで済むのか。具体的なアクションをして、明確に本市へのアクセス道路の表示を要望した方がいいのか。これはきちんと要望した方がいいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

現時点では、これらについて具体的な協議等、まだ行われてはおりません。1つの方法としては、今、おっしゃられたようなこともあろうかと思います。酒々井インターの建設の推移、あるいは促進協議会での活動の内容、これらの中でどのような方法が適当なのかということで、検討はしていきたいと思います。また、あらゆる場で提言はしていきたいなというふうには思っております。

○川上雄次君

大変ありがとうございます。

それでは、5つ目の質問、市民サービスについてお尋ねいたします。

まず最初に、八街市の1日の赤ん坊の出生率、また乳幼児と言われている人数、どのくらいになるか、担当部長よろしくをお願いします。

○市民部長（小倉 裕君）

お答えいたします。これはちょっと今年度4月分なんですけれども、4月につきましては出生が53名で1日平均1.77人、5月につきましては出生が45人、1日平均1.45人となっています。

それと、乳児ということなんですが、これは1歳未満児を乳児と言いますけれども、現在522名の方がおります。以上です。

○川上雄次君

ありがとうございました。やはり八街市は1日に1.8人、赤ちゃんが生まれているという、そういった市でございます。また、今のお話だと、1歳未満で522人、乳幼児、ベビーカーを使ったりとか、またはミルクを飲んだりとか、おむつ等をしている子どもさんというのは、もっとこの2倍、3倍になると思います。そういった意味では、子どもに優しい市を作っていくという意味で、この乳幼児を市内が自由に、お母さんが回れるような、そういった街づくりが必要ではないかと思えます。

お配りした資料の中の赤ちゃんの駅というのは、今各地で非常に広がっております。例えば東京の板橋区でも125カ所の赤ちゃん駅を作っております。また、北九州市では130カ所開設していると。先ほど紹介した埼玉県の本庄市、これは八街と人口規模はほとんど同じですけども、何と90カ所もこういった施設を作って大変喜ばれているということです。八街市もこういった施設を増やしていくべきではないかと思うんですね。今、市長のお話の中で、早速、福祉センター入り口に、私も拝見させてもらいました。大変いい場所に、広さも十分あるところを作ってくださいました。この近隣を見ると、ミルクを作るお湯なんかも供給していただいていたんですけども、これは担当課の方に声をかければ、ポットのお湯を提供してもらえそうな、そういうようなサービスまでしてほしいんですけども、

その点いかがでしょうか。

○市民部長（小倉 裕君）

ポットの保管・管理はちょっと難しいと思いますけれども、現在、ポットは置いてはおりませんけれども、私どもの保健センターの方に一番奥に給湯室がありますので、その辺で対応できれば、今後検討してまいりたいと思います。

○川上雄次君

佐倉市さんも、この授乳所が入り口にあるんですけれども、お聞きしたら、ポットを置いておくと、子どもが触ってけがをするといけないから、ただし、声をかけてくださいと。ほしいときには、すぐ出せるように準備していると、そういうことなので、総合センターの方にはポットがたくさんありましたので、ひとつそういった要望のときには出せるような、そういった対応も、これからハードはできたのでソフト面をしっかりとお願いしたいと思います。

また、先ほど紹介した各市で何十カ所と作っているところを見ますと、市内の図書館、またはスポーツプラザ、保育所、保育園、そういったところも全部、赤ちゃんの駅ということを表示して、立ち寄ってもらえるような施策をしているようなんですけれども、これは教育長、中央公民館とか、スポーツプラザとか、幼稚園、図書館、こういったところも、そういった赤ちゃんの駅みたいな、乳幼児を抱えて訪れても心配ないような、そのような配慮をこれから検討をちょっとしていただけないでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

中央公民館には、コーナーに1つ赤ちゃんのおむつを取りかえられる場所はセッティングはしてありますが、ただ、そういった意味の場所的なものというのは、今現在はない状況ですが、今、川上議員さんのおっしゃられるように、特に幼児を連れてきた中での生涯学習というのはとても大切なことですので、そういった意味で考えてまいりたいと思います。

○川上雄次君

ありがとうございました。やはり、市民の皆さんにわかりやすくお伝えするというのも大切だと思うんですね。私は、この一般質問の通告書を出した後、市役所入り口の案内の方に赤ちゃんを抱えたお母さんがおむつをかえたり、ミルクのお湯をほしいといった場合どうするんですかとお尋ねしたら、給湯所を案内していますということで、給湯所を見に行ったらなんですけれども、やかんとベンチがあって、瞬間湯沸かし器が置いてあるだけで、ここでどうやってかえるんだろうな、できるんだろうなというようなことで、あまり親切な対応になっていないと思うんですね。そういった意味で、せっかく作っていただきましたので、きちっとした内容も充実させていただいて、また、市民の皆さんにこういった施設ができましたという広報も大事だと思うんですけれども、その広報はどのようにしていただけるか、お尋ねします。

○財政課長（加藤多久美君）

今回の設置につきましては、私ども財政課の方でやらさせていただいたわけですが、その市民の方、お母さん方の周知につきましては、今後、広報やちまたとか、ホームページ

を通じて、また、保健センターの2階で1歳半とか、3歳児の健診、乳幼児相談等がござい
ますので、その時々を捉えまして周知の方を進めてまいりたいと、そういうように考えてお
ります。

○川上雄次君

ありがとうございました。お配りした資料の中で、こういったきれいな、親しみやすい看
板等もよその行政では使っているようなんですけれども、八街でもピーちゃん・ナッちゃん
が赤ちゃんを抱えているとか、あと市内在住の漫画家の方とか、八街出身の漫画家でも有名
な方がいらっしゃいますので、そういう方をお願いするということも1つはあるかと思いま
すけれども、わかりやすい、親しみやすい表示と広報をして充実させていただきたいと、こ
のことをご要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、公明党、川上雄次議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時15分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、やちまた21、林政男議員の個人質問を許します。

○林 政男君

やちまた21の林です。何点かにわたりまして、八街市の執行部の方にご質問いたします。
まず最初に、教育問題について質問させていただきます。

まず最初に、全国学力・学習状況調査についてお伺いします。大阪府の橋下知事は、全国
学力テストの成績が2年連続、47都道府県中、最下位に近いということで、教育非常事態
宣言を出して、府下の教育委員会と論争を巻き起こしています。成績を公開して、自分たち
の成績を客観的に評価して、今後の児童・生徒の学力向上に活かしていこうとする意見に対
して、成績を公開すれば、いたずらに競争心をあおり、市町村格差、学校間格差が生じ、子
ども、保護者に動揺を与える。また、市町村の地域事情が異なり、公表に意味がない。さら
に教職員の風当たりが懸念されるとしています。

そこで、本紙の教育委員会、教育長、市長は、この問題にどのような考え、対処されるの
か、お聞きしたいと思います。

- ①昨年度の八街市の成績はいかがだったのでしょうか。
- ②国、県平均に比べてどうだったのでしょうか。
- ③市内小中学校間における成績の平準化はあるのでしょうか。
- ④前回の成績にどのように対処されているのでしょうか。
- ⑤本年度も実施されましたが、その実施状況はいかがだったのでしょうか。

⑥本年度のテスト結果が9月頃判明する予定でございますが、公表はどの程度を予定しているのかを伺います。

次に、小学生が平成23年度、中学生が平成24年度から全面実施される新学習指導要領についてお伺いいたします。

全国の小中学校では、新しい学習指導要領にのっとり、既に授業展開している学校があるやに聞いています。新しい学習指導要領では、いわゆる、ゆとり教育からの転換が叫ばれております。

教育の振興は、明日の八街市の糧であります。そこで、本市の教育委員会は、この指導要領にどのように対処されるのか、お伺いするものであります。

①最初に、移行期間中、選考して実施するものは何でしょうか。

②算数、数学及び理科については、一部選考実施されると聞いていますが、本市の対応はいかがでしょうか。

③小学校の外国語活動は、各学校の裁量により授業時間を定めて実施することが可能と聞いていますが、本市の対応はいかがでしょうか、お聞きします。

問題の3番目は、学校図書についてであります。

子どもたちの情操教育や学力アップに欠かせないものが読書と言われています。特に幼少期の読書は、人格形成はもとより、その人の生き方を左右する大事な時間であり、勉強であります。その重要性にかんがみ、本市の学校図書の実態についてお聞きします。

①各学校の蔵書数は、基準を満たしていますか。

②君津市のように学校司書を配置していますか。

③各学校の児童・生徒の読書状況はいかがでしょうか。

④今後の学校図書の整備方針についてをお聞かせ願います。

大きな質問の4番目は、市立図書館について。

市立図書館の蔵書数は人口割合からいって、近隣市町村と比較して決して遜色ない図書館であります。しかしながら、開館時間の関係から費用対効果が顕著にあらわれていないのが残念であります。

そこで、①現在の利用状況はいかがでしょうか。

②本年度から週2回の時間延長となりましたが、どのように利用者人数が推移されているのか、お聞かせください。これは、公明党の新宅雅子議員も質問されましたが、私もこの市立図書館の問題については質問させていただきます。

最後に千葉国体についてであります。

2010年、第65回、国民体育大会、ゆめ半島千葉大会が開催されます。40年に一度の体育大会です。千葉県は1973年の若潮大会以来です。公式競技37競技、公開競技2競技、デモンストレーション競技26競技が開催されます。お隣の佐倉市では、レスリング、カヌー競技、東金市ではライフル競技、バレーボールが行われます。八街市でもデモンストレーション競技が行われると聞いています。

前回の若潮国体では、成年男子のソフトボール大会が開催されたことを記憶しております。今回のデモンストレーション競技は、ややさびしい感があります。

そこで、この大会のデモンストレーション競技にどのように対応されるのか、お聞きします。

また、今回この国体の公式競技が開かれなかった八街市の現状をかんがみて、今後の体育施設整備や総合地域スポーツクラブは、どのようになっているのか、お尋ねします。よろしくご答弁のほど、お願い申し上げます。

○市長（長谷川健一君）

質問事項1の質問でございますが、これにつきましては、全国学力テストの結果なんですけれども、私は原則的には公表した方がいいというようなことでございまして、今、林議員から大阪の例を申し上げられましたけれども、私は、要するにこれは文部科学省が莫大な金を投じて、こういうテストをやるんですから、テストはやったからいいというものではなくて、やはりこれを公開することが、やはり先生たちの刺激にもなるし、また、市とか行政とかにも刺激にもなるし、そういうことで、私は公表することが賛成ですけれども、しかしながら、個人の公表は、これはやはり控えた方がいいと。ですから、私はもう教育委員会には言っていますけれども、千葉県の順位、それと八街市の学校の順位、これは公表した方が私はいいと思います。これは決して、個人の差別とか、そんなことではなくて、というのは、公表して順位が悪い学校の先生は、いや、これはやはりもっと努力をして成績を上げなければいけないというような、こんな意識も出てくるんじゃないかと思うし、日頃からそれは学力の向上の意識はあろうと思いますけれども、それがなかったら、このようなテストをやる、私は必要はないと思います。ですから、これをやることによって、やはり教育方針を各地域で向上するように検討したり、その1つの材料だと私は思っていますので、個人的な公表は、これは避けた方がいいと思いますけれども、個々の学校の公表とか、市の順位とか、これは私は公表して差し支えないと思います。

ですから、もし林議員がそういうことであれば、八街市議会として県の教育委員会の方にこのようなことを要請をするのもいいんじゃないかと思います。以上です。

あとについては、教育長から答弁をさせます。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項1. 教育問題について答弁いたします。

初めに（1）ですが、①から⑥までは、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

全国学力学習状況調査は「教科」と「学習状況」の2つの視点から調査をしております。

平成20年度全国学力学習状況調査の結果については、市のホームページや市広報などで公表していますが、小学校・中学校ともに国・県平均を下回っています。

まず、教科について見てみますと、基礎的な学力が十分ではなく、生活の中で活用する能力にも課題が見られます。

次に、学習状況については、早寝、早起きの習慣は身に付いているものの家庭学習の習慣

やテレビを見たり、携帯電話で電話やメールをしている時間について大きな課題が見られます。

一方、小中学校間における成績についてですが、国・県平均と比べてみた場合、小学校においては結果に差が見られます。一方、中学校においては、学校間における成績の差はあまり見られません。

以上の結果から、今年度より「学力向上プロジェクト事業」を新たに立ち上げ、市内すべての小中学校において児童・生徒の基礎的・基本的な学力の向上に取り組んでいます。

この学力向上プロジェクト事業では、学期ごとに市内すべての児童・生徒による授業アンケートと教師による授業評価を実施し、授業改善プランを示して、日々の授業改善に取り組んでいます。

また、市主催の研修会や指導主事による学校訪問を通して、教師一人ひとりの指導力の向上にも努めているところです。

一方、学力向上を図っていくためには、子どもたちの家庭での生活改善や学校生活での安定が不可欠です。

そこで、8月21日に開催する「教育講演会」では、八街市の子どもたちの生活を安定させ、学力を向上させていくために、市内小中学校の全職員と保護者、地域の方に参加を呼びかけ、パネルディスカッションを行います。この教育講演会は、市の校長会・教頭会・さらには八街市PTA連絡協議会の後援をいただき、活発な話し合いができたかと考えております。

なお、平成21年度の全国学力・学習状況調査については、4月21日に市内の小学校6年生約800名、中学校3年生約900名が参加して実施いたしました。

今年度の調査結果については、昨年度同様に全国や県平均と比べての市としてのおおよその傾向を示し、その結果を踏まえた改善策を市のホームページや市広報などで公表する予定です。

次に（2）ですが、①、②、③は関連しておりますので、一括して答弁いたします。

文部科学省では、平成20年3月に小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領の改訂を行い、移行措置により平成21年4月より新しい学習指導要領による指導が先行実施されております。

具体的には、小中学校ともに、道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、新しい学習指導要領の内容のすべてを先行して実施することになっております。さらに、国語、社会、体育、音楽は内容の一部を先行して実施することになっております。

また、算数、数学及び理科につきましては、年間25時間程度、指導する時間を増やして先行実施することになっております。

このような文部科学省の方針に従い、本市においても、すべての小中学校において新しい学習指導要領への移行措置を行い、各学校において教育課程を編成し、先行実施をいたしております。

ご指摘のとおり、算数・理科につきましても、文部科学省の移行措置に従って先行実施しております。

なお、新しく学習する内容につきましては、補助教材の冊子をすべての児童・生徒に配付し、指導の充実を図っているところです。

一方、小学校の外国語活動については、平成21年度はゼロ時間から35時間での間の実施となっておりますが、本市のすべての小学校では35時間、実施いたします。

次に（3）ですが、①から④までは関連しておりますので、一括して答弁いたします。

まず、蔵書数についてですが、小学校においては8校中5校が、中学校では4校中2校が国の基準蔵書数を上回っております。

次に、学校司書の配置についてですが、現在、学校に司書は配置しておりませんが、各校には学校図書館について専門的な知識を持った司書教諭がおります。この司書教諭を中心に学校図書館の充実と読書活動の推進にあたっております。

次に、各学校の児童・生徒の読書状況についてですが、平成20年度の全国学力・学習状況調査によると、読書が好きと答えた児童・生徒は小6で全国・県を上回っており、中学3年では、ほぼ全国・県と同じ割合でした。また、2時間以上読書をする回答した児童・生徒は、全国・県よりもわずかに上回っており、子どもたちの読書好きが伺える結果となっております。

以上のように、読書意欲が高いのは、朝の一斉読書活動に取り組んでいるなど、すべての学校で本を読む習慣の確立に努めている結果だと思われます。

最後に、今後の学校図書館の整備方針についてですが、読書は教養、価値観、感性等を育てていくために極めて重要です。今後、教育委員会としても学校図書館の一層の充実と読書活動の推進を支援してまいり所存であります。

次に（4）①ですが、平成20年度の入館者数につきましては、26万2000人、1日平均982人でした。本館の利用状況につきましては、利用者数は7万7千614人であり、1日平均293人、貸出冊数は36万6千765冊、1日平均1千384冊であり、1日平均の利用者数、貸出冊数を前年度と比較いたしますと、ともに2パーセントの増でございます。

また、移動図書館の利用状況につきましては、利用者数は4千779人、1日平均54人であり、前年度と比較しますと、10パーセントの減、貸出冊数は1万4千497冊、1日平均163冊であり、前年度と比較いたしますと5パーセントの減でございます。

次に、②ですが、本年4月から開館時間の延長日を週2日に拡大し、新たに水曜日を加えて、毎週水曜日と金曜日の開館時間を2時間延長して、午後7時まで開館しております。

開館時間延長時の利用状況につきましては、5月22日現在の1日平均の利用者数は38人であり、前年度と比較しますと5パーセントの減、1日平均の貸出冊数は189冊であり、前年度と比較いたしますと3パーセントの減でございます。

また、水曜日と金曜日の時間延長時の利用状況につきましては、水曜日の1日平均利用者

数は28人、貸出冊数は119冊、金曜日の1日平均利用者数は46人、貸出冊数は241冊であり、金曜日は水曜日に比べまして、利用者数は64パーセントの増、貸出冊数は103パーセントの増でございます。

なお、開館時間の延長の評価につきましては、本年4月からの延長日拡大であることから、今後の利用動向の推移などを踏まえまして、評価してまいりたいと考えております。

次に(5)①、②ですが、関連がございますので、一括して答弁させていただきます。

第65回国民体育大会及び第10回全国障害者スポーツ大会が平成22年9月から10月にかけて千葉県で開催されます。本市での開催種目につきましては、平成19年に馬術競技の候補地として要望してまいりましたが、他に候補地として挙がっておりました勝浦市が開催地として決定されました。

その後、ゆめ半島千葉国体の中で、デモンストレーションとしてのスポーツ競技でありますバウンドテニス競技を本市のスポーツプラザ体育館での開催に向けて、千葉県バウンドテニス協会等と協議し、平成20年4月に実施会場地として承諾されました。

バウンドテニス競技につきまして簡単に説明いたしますと、バウンドテニスはラケットボールを原型にし、テニスと同様のルールでテニスコートの約6分の1と場所をとらず、体育館などで手軽にでき、しかも運動量も十分にあるスポーツで、レクリエーションスポーツとしても、競技スポーツとしても楽しめる生涯スポーツとして、全国への普及も進んでいる種目でございます。

今後につきましては、開催に向けての準備・運営を円滑に、かつ効率的に実施できるよう競技団体・関係団体等の構成員によります実行委員会を設立し、進めてまいります。

なお、実施会場としては、スポーツプラザのアリーナを会場として競技を行いますが、競技を行う上では、施設の新設または改築等を行う必要はございません。

また、本市の生涯スポーツの推進としての体育施設整備につきましては、スポーツプラザをはじめ、既存体育施設や設備の改善・改修に努めるとともに、学校体育施設の開放を推進してまいります。

次に、総合型地域スポーツクラブとは、地域住民の皆様が組織し、だれもが気軽にスポーツに親しむことができるスポーツクラブであると認識しております。クラブの運営につきましては、自主的な運営、自主財源を主とする運営、クラブとしての理念の共有等で地域に開かれた公益を目指した経営意識を有する非営利的な組織と考えております。

本市の総合型地域スポーツクラブにつきましては、平成19年に県体育協会・県担当者と市スポーツ振興審議会・体育協会・体育指導委員会で話し合いを行っておりますが、現在のところ設置するまでには至っておりません。

○議長（山本邦男君）

会議中でありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

（休憩 午前11時42分）

(再開 午後 1時13分)

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○林 政男君

ご答弁ありがとうございました。何点かにわたりまして、質問させていただきます。

教育問題について伺います。全国学力・学習状況調査について、先ほどご答弁いただきましたけれども、ご答弁に対して若干の質問をさせていただきます。

まず、国平均と比べてどうかという質問に対しまして、下回っていますということでした。どの程度、下回っているのでしょうか。例えば千葉県56市町村あるわけですが、56市町村中の何番目に位置するのでしょうか。平均点からどのくらい下がっているか、教えてください。

○教育長（齊藤 勝君）

この全国学習状況調査の目的なんですけれども、実施の第一の目的が子どもたちが自分がどの程度学習内容を理解しているか。それををはかることが、まず第一です。そして、各学校としての活動方策を考えることが重要ですので、そういった意味で順位とか、平均とかというのは、原則として考えぬための評価ですので、ああいう内容で発表している次第でございます。

○林 政男君

ホームページを見ますと、この設問に対して、これは概ねよくできているとかという、そういう発表なんです。だれが見るんですか、それ。今朝の千葉日報の2面、政府の規制改革会議の調査によると保護者の7割が公表した方がいいと言っているんです。反対が10.5パーセントです。ところが、教育委員会になると、政令指定都市の教育委員会が65.1パーセントが反対、普通の市区の教育委員会は86.7パーセントが公表すべきでないというんですね。保護者は7割ぐらい公表した方がいいと言っているんですね。

先ほどお伺いしていると、8月21日に教育講演会でパネルディスカッションをやると。八街市がどのくらいの位置にいるといいますか、学力テストの結果がどの辺にいるかも全然わからない、客観的な数字がわからないで、議員も全然わからない、市長にどのような報告をしているのかわかりませんが、後ほどお尋ねしますけれども、八街市の客観的な位置はどこにあるんですか。平均点を下回っていると言ったって、56市町村中、最下位だって平均点を下回っているという言い方ができるわけですよね。その辺はどういうふうになっているんですか。

○教育長（齊藤 勝君）

八街市の子どもたちの学力については、今まで何回もここで答弁したとおり、決して高い状況ではないということは何遍も言っております。そういった意味で、今、学力向上プロジェクトチーム等を行いまして、そしてこの現状をいかにこれから向上していくかということ

をこれからやるわけでございますので、そういった意味で何番目かとか、どの程度かとか、そういったようなことは、まず考えずに、今からどのような状況で学習していくのかということこれから取り替えていくわけで、それが、今現在どのレベルにいるかということを考えることは大きな問題ではないというふうに私は認識しております。

○林 政男君

それは大きな問題じゃないですか。だって、現に八街市長が学校の名も公表した方がいいぐらいで、かなり踏み込んだ発言もされていますよ。私は先ほどの質問の中で学校の平準化という言葉を使いましたが、格差があってはならないというふうな認識をしているわけですが、少なくとも市町村間でどのくらいの位置に八街の子どもたちがいるということを客観的な数字で示して行って、それに対してアクションを、いろいろな行動をとっていくのが必要だと思うんですね。現にアクションをとられているじゃないですか。その辺に対して、どの程度の成績だったんですかとお聞きしているわけですよ。それが、何か公表できないということになると、何かちょっとこちらの新聞にも出ていますけれども、公費を高く何十億の公費をかけて、ただテストをやって、その成績が全然だれもわからないようだったら、何でこのテストをやる必要があるんですかというような意見も聞いていますけれども、私もそのとおりだと思うんですが、私が知りたいのは、どの程度に八街の子どもたちがいるかというのをお聞きしているんですね。そうしたら、今、なかなか公表できないということで。では、千葉県の教育委員会が公表すべきと言ったら、八街はやるんですか。それとも八街が自発的にやるんですか。

では、質問の趣旨を変えますけれども、教育委員会は今5人の教育委員がいらっしゃるんですね。八街市の教育委員は、この今の八街市の学力テストの成績はご存じなんですか。

○教育長（齊藤 勝君）

教育委員会議の中で、この全国学力状況調査等について議題として行ったことはありません。ただ、公表等について、話題の中で八街市が昨年度こういう公表をしたということについては、委員の皆様は認識しておりますし、会話の中で「ああいう公表でいいわよね」と言ってくる委員さんもありましたことは事実でございます。

○林 政男君

それはちょっと甘いんじゃないですか。少なくとも八街市の教育行政をつかさどる教育委員が、この学力テストの成績を知らないということはおかしいんじゃないですか。現に話が大きくなりますけれども、橋下知事は教育委員にわざわざ「陰山英男」という百ます計算の先生を任命して、府下の学校長を集めて号令をかけて、少しでも成績を上げようということをやっていますよね。教育委員に危機感がないんじゃないですか。何で教育委員に成績を公表しないんですか、教えないんですか。

○教育長（齊藤 勝君）

公表しないということではありません。これは、いつも例えばホームページ等で公表する内容等について話をしてありますので、八街市の教育、おおよそ子どもたちの持つ学力の状

況等については、教育委員の皆さんは認識をしております。

今日の新聞等に橋下知事と教育委員会との確執等についてのことも出ましたが、実は私、この今日の新聞を見て感じたんですけども、実は5月29日付の文部科学報というのが出ているんですが、これは文部科学省の最新版です、5月29日ですから。その中に塩谷文部科学大臣と、それから中央教育審議会との会長とが、この全国学力学習状況調査の趣旨等について会話形式で話をしております。その中の大臣の話としては、先ほど私が答えたように、実施の第一の目的というのは自分たちがどの程度、学習内容を理解しているかをはかる、その1つの物差しとして行くと。そして、各学校としての利用方策を考えることが重要であるから、公表についてもいろいろと議論がありますけれども、公表は二の次ですと。さらに、公表の仕方については、ただ単に公表のための公表とするのではなくて、教育的にプラスになることを考えた議論をする必要があるということを話しておりました。それで、今日のニュースの中で、保護者の方がこうして公表に賛成するという意見を見まして、やはり大分、大臣と保護者の方の温度差は感じたんですけども、ただ、私もこういうような数値を公表することについて、常に隠しているというわけではないんですよ。

ちなみに印旛管内の11市町村のこの学力状況調査についての公表の仕方がどうであるかということ報告いたしますと、11市町村のうちに八街市と同じような概ねというようなことで、学習状況調査と家庭状況調査を同じような状況で公表しているのが、5市町村です。それから、2つの調査を両方とも数値で公表しているのが5市町村です。そして、もう一つの市町村が学習状況調査は八街市と同じような概ねというような、そういうような内容で、そして生活状況調査、この前、私もここで携帯の所持のパーセンテージなどを答えましたけれども、ああいうような家庭状況調査は、その数値で公表していると。そういうような状況であります。

私も、このテストを数値で公表してほしいという保護者の希望というのは、よく理解できます。というのは、私もこの席で何回も学力について言うときに、本当に概ねというような、あるいは平均よりも悪いと、決してよくない、悪いというイメージで私は話しておりますので、八街市の学力低下が心配されている割に、例えば教育委員会や学校というのがどうなっているかというのは見えにくいというようなものの中で学力公表を求めるという気持ちはよくわかるんです。ただ、今、冷静に見きわめなければいけないことというのは何かというと、今本当に先ほどこちらで、私が答弁しましたように、学力向上について、今非常に頑張っています。昨年度は本当にすばらしい成果をおさめた学校もあります。それはどういうことかと言いますと、家庭との連携のもとに家庭生活の中の改善を求めながら学校とよく連絡を取り合いながら、お互いに協力をし合いながら効果が上がっておりますので、そういうような効果の上がるような公表の仕方がこれから必要かなと思っております。

そういった意味で、今現在、子どもたちの学力を向上させるために役に立つ公表であれば、私はこれから考えてまいりたいと思っております。以上です。

○林 政男君

何か話としては、私もわからなくもないんですけども、やはり、今、八街市の置かれている状況とか、いろんな世上のお話を聞くと、やはり一定の公開は必要ではないかと思うんですよね。では、先ほど全国平均、千葉県平均を下回っているという話ですけども、何ポイント下回っているんですか、順位はともかくとして。

○教育長（齊藤 勝君）

何ポイントかということで、今現在ちょっとお答えはできません。

○林 政男君

序列は公開できない、点数は平均を下回っているというけれども、点数がどのくらい平均から下がっているかって、どうして答えられないんですか。別に、私も順位を聞いたんですけども、順位は答えられないというから、では、平均よりどのくらい下がっているんですかと聞いているわけです。

冒頭、私の質問に対しての答弁で、市長の方針がもう出ていますよね。こういうふうに私は公開すべきだというふうな。それに対して教育委員会がかたくなに概ねこの程度の回答でいいとか、理解できていますとか、そういうホームページの公開の仕方なんですね。教育委員にも知らせないという、今のお話ですとですよ。5人の教育委員がいて、八街市の今置かれている状況が口頭の会話の中では「ちょっと低いんじゃない」とか、そういう話が出たようですけども、数字的な客観的な数字は教育委員が知らないで、教育長以下、教育委員会の学校教育課というんですか。そこだけが知っているという話になるんですか。それで、そこが八街市の教育をつかさどっていくわけです。やはり教育委員がしっかりしてもらわないと、場合によっては外部導入も考えた人事も考えているような、そのくらいの危機感が必要じゃないかと思うんですけども、この問題に関しては、最後にいかがですか。

教育長にお聞きしているんですよ。だって、全然、公表できなくて、どこに数字があるかわからなくて、教育委員にも公表しないということになったら、これ本当にデータを秘匿しているような形になるじゃないですか。少なくとも八街市の教育委員5人の方は、今、八街市の置かれている、子どもたちの置かれている状況はこうだと認識した上で、市の教育行政に意見具申、あるいは教育委員会会議がありますよね。あれ一応、公開になっていますけれども、そういうところにデータをお示ししないで、ただ、話でこうですよというだけでは済まないんじゃないですか。やはり、教育委員に少なくとも、今、八街市の置かれているデータは示して理解をしていただくべきだと思いますけれども、最後のこの質問はいかがですか。

○教育長（齊藤 勝君）

ちょっと誤解を与えるといけないと思いますが、教育委員の皆様は、八街市のそういう子どもたちの学力状況について、これからも向上するために非常に心配し、子どもたちの学力について関心を持っております。そういう中で、はっきりとそういうデータを示して、そしていなかったことは、ですから、これは私自身の責任として十分反省いたしますので、これからそういった意味で、県の標準学力テスト、あるいはこの全国学習状況調査等についての内容については、教育委員の皆様にはもちろん、ただ、お知らせするような手だては講じて

まいりたいと思っております。

○林 政男君

ですから、教育委員会も、その教育委員も同じ、共通の認識に立っていただかないと、なかなか思うようにいかないと思うんです。今、前向きなご答弁でしたので、ぜひ、教育委員にも八街市の今、子どもたちが置かれている状況の認識を共有していただくようお願いしたいと思います。

次に、平成23年度、平成24年度から全面実施される新学習指導要領について伺います。

先ほどの話ですと、算数・数学・理科については一部先行実施ということで、従来、円周率が約3だったやつが、今度は3.14まで踏み込むというようなお話ですけれども、この辺については、もう既に実施されているのでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

多分、後でまた確認してお答えいたしますが、3のときから円周率3.14ということは、指導していたんじゃないのかなと思います。でも、それは今確認してお答えいたします。

○林 政男君

従来の学習指導要領だと、約3だったんですね、円周率というのは。今これを7分の22まで教えなさいということに、新しい学習指導要領になったんですけれども、小学校の外国語科活動が、もう35時間、八街市では実施していると。これは、1年生はどうなっているのですか。これ、対象の5、6年生の児童だけが35時間ということなんでしょうか。

○教育長（齊藤 勝君）

1年生の場合には、生活科の中で毎週というわけじゃないんですけれども、英語活動というのがそれぞれ各学校単位で何時間か、取り入れてられているはずです。

○林 政男君

私は、義務教育においては機会の公平、それからいろいろ教えていただくのも公平じゃないいけないと思うんですよね。千葉県の袖ヶ浦市は1年生からカリキュラムに入っているんですよね、英語という授業が。でも、1年生から英語をやって、6年生までやっていくんですよね。八街市は今の話だと生活の中に英語が入るぐらいの形なんですけれども、外国語ですね。何かちょっと、やはり遅れているんじゃないでしょうかね。やはりやるんだったら1年生からびっしりやっていった方がいいと思うんですけれども、いかがですか。

○教育長（齊藤 勝君）

今回の学習指導要領で、英語活動というのが小学校の5、6年生の中で行われますが、英語学習ではありません。英語活動であります。というのは何かというと、異文化のその言語活動を通して、言語を通してそれぞれの日本以外の文化を吸収するということでもあります。そして、なお5、6年生で八街市の場合は35時間、5、6年生がやっていることは、決して遅れておりません。かえって進んでおります。ただ、低学年からどうかということで、他の特化の英語活動の盛んな市と比べられますと、それはそのとおりでございますけれども、今現在、八街市のそういう英語活動においては、決して他市と比べて遅れているとは思って

おりません。

○林 政男君

やはり成田市とか、お金の裕福なところと比べちゃいけないんですけども、富里市はお金がないと言っているんですね、市長がね。その分、ボランティアを導入して1年生からやっていますよというお話ですね。だから、その辺も工夫されてやっていただきたいと思います。

次に、学校図書ですね。先ほど基準の蔵書数が達していないところが、小学生においても中学生においてもあるということですけれども、達していない小学校、中学校はどこですか。

○教育次長（尾高幸子君）

笹引小、朝陽小、川上小。中学では中央中と北中でございます。

○林 政男君

子どもたちの将来を左右するかもしれない読書リーディングですから、ぜひ、整備をお願いします。

次に、市立図書館についてですね。これは、新宅雅子議員が市立図書館の開館時間の話をしましたけれども、やはり私もどうしても、佐倉の南部図書館が夜8時まで、千葉市も8時まで、成田市が7時まで開館をしているというのを聞くと、なぜ、八街市ができないのかなと。ハード的な面ができないのかな、ソフト面ができないのかなと、その辺は、今回週1回金曜日のやつを水曜日も開けていただいて、大変感謝はしているんです。感謝はしているんですけども、まだ、もう一步やっていただきたいなと思うから、こういう質問をするんですけれども、なぜ、できないんでしょうか。

○教育次長（尾高幸子君）

なぜ、できないのかというご質問ですけれども、できる方向性の中で、できる限りの資源、資材を利用しながら創意工夫しているということを理解していただけたら幸いかなと思っています。

○林 政男君

何かわかったような、わからないような答弁ですね。何か、これはお金のことですかね、人員のことでしょうかね。そうすると、今度、財政に話を聞かなくちゃいけないんですけども。起案して財政の方には出しているんですか。財政の方がみんな切っちゃうんですか、今の。教育長から切っているんですか、市長査定でどこまで、総務部長が切っているんですか、予算を。どこが切っているんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

いえ、お金のかからない方向の中で、少しずつ改善しながら市民サービスに努めていくと、そういう角度の中で、今後やはり祝日等も考えていかなきゃいけないのかなという中も含みまして、トータル的に市民サービスをしていく。これは、予算がどうのこうのじゃなくて、やはりできる限りの中で、やはり昨日新宅議員さんにはお答えしたところがあるんですが、やはり移動図書館をやっている。そうすると移動図書館の場合は学校等に行っている時間帯

というのが、かなり拘束されてくると。そうすると、その時間帯に行くためには、やはりローテーション等も非常に考えていかなきゃいけないと。そういう中で、今年度、水曜日と金曜日、時間を7時まで延長ということで、職員は時差出勤しています。かからない方向性の中で、しっかりと見つめています。これから、またやらないと言っているわけではなく、創意工夫した中に持っていきたいと、こう申しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○林 政男君

話がやはりわかったような、わかんないような答弁なんですよね。でも、22年度の予算については、これ図書館を所管する教育委員会としては、これ査定がどうなるか、わかりませんけれども、やはり要望としては人員の増も含めて、あるいは雇用、職員じゃない非正規でも司書の資格を持った方を登用して、応援していただいて、もっと充実していくとか、そういうのはとりあえず予算がどこまで通るかわかりませんが、出す必要はあるんじゃないですか。いかがですか、出す予定がないんですか。査定はどこが、財政課長査定になるのか、部長査定になるか、市長査定になるか、わかりませんが、出すぐらいのことをここで言っていた方がいいんですけれども、どうですか。

○教育次長（尾高幸子君）

先ほど来からお答えしていますように、いろいろな中でやはり財政と協議しなきゃいけない事項はもちろんのことあります。その中に、やはりできることが何なのか。それらを十分に検討しながら開館の延長を含めた中でやっていきたいと思っておりますので、本当に申し訳ないんですが、ご理解していただきたいと思います。

○林 政男君

今日のところは、このくらいにしておきます。

最後に千葉国体ですね。先ほども質問させていただいた中で、男子の成人のソフトがあって、すごい賑やかな思い出があります。今回、公開競技をデモンストレーションということで、バウンドテニスということで、それ自体はそれで結構だと思うんですけれども、正式競技が37競技あるんですね、国体って。それから、2つの高校野球とか、トライアスロンが公開競技で39が一般的に正式競技、それから公開競技なんですね。それから、26のデモンストレーションの競技があるわけですね。ぜひ、この公式競技に八街もエントリーできるような、あるいは招致できるような体制をとってもらいたい。

2010年度までに、文科省は総合型地域スポーツクラブを概ね1市町村1つは最低でも立ち上げなさいという目標があるわけですね。お金については、地方交付税の中に算入してありますから、それを活用してくださいということなんですけれども、そういうふうに文科省は答えるんですけれども、八街市の先ほどスゴ振とか、体育協会が話し合った結果、県の体育指導員、そういう話し合った結果、なかなかいい結論というか、これを立ち上げるまでには至らなかったということなんですけれども、今後はどのように考えていらっしゃるのですか。

○教育次長（尾高幸子君）

今後につきましても、関係団体等と意見交換をしながら進めてまいりたいと。非営利団体という中にいろんな拘束がかかっておりますので、それらを整理しながら相談し、設立に向けたものができるのかどうか。これは前向きに検討してまいりたいと考えております。

○林 政男君

最後に1点お伺いして、私の質問を終わります。最後の1点は、来年、千葉国体ですよね。これに参加する一般の方、あるいは高校生、あるいは中学生もいるかもしれませんが、こういうのを八街市が例えば把握して、そういうものの壮行会とか、激励会、こういうのを1つの国体を盛り上げるためにも、もしそういう企画があったら、なかなかいいなと思ってはいるわけですが、そのような把握というか、どの人が出場するとか、そういうもののネットワークというんですか、そういうのはお持ちなんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

国体等につきましては、千葉県の体育協会の方で選考等を行っているという中で、今年の国体については、まだ選抜等が見えていない。まして、来年の国体に向けての中は、まだ全然見えていないということです。ですので、その中で情報が収集できれば、早目に収集していきたいと。

それと、もう1点、先ほど激励会等ということの中ですが、この辺は市長、教育長の都合等の中で、すり合わせができれば行うことはよいことではないかなと考えております。

○林 政男君

いろいろ質問してまいりましたが、やはり議員と執行部の違いは、やはり議員としてはどうしてもやりますと、そういう言葉を求めるわけですね。執行の方は検討しますということになると思うんですけれども、ぜひとも、今、激励会でも、この国体、せっかく今回公式競技はできませんけれども、公開競技が来るわけですから、それをうまく活用していただいて、八街市のスポーツ振興にさらに努めていただきたいことを祈念して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本邦男君）

以上で、やちまた21、林政男議員の個人質問を終了します。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

こんにちは。古場正春でございます。質問事項を2点ほどします。

質問事項1は、教育問題について。（1）校内風紀について。①平成20年度における校舎の破損箇所とその詳細についてをお伺いいたします。これは、前は19年9月にも質問させていただいております。

質問事項2について、道路問題について。（1）八街市の道路整備が遅れている理由は何か、お伺いいたします。以上でございます。

○市長（長谷川健一君）

初めに、教育問題については、後ほど教育長から答弁させます。

次に、質問事項２．道路問題について答弁いたします。

(１) ですが、現在、八街市が管理している市道は、約５００キロメートルで舗装率８６．５パーセントとなっております。多くの市道は、昭和４０年代から５０年代にかけて、地元の要望などにより、砂利道を舗装道路にしたものであります。昭和５０年代後半からは、人口が急増し、あわせて車社会となり、交通量が増加したことなどから、歩道整備などの道路改良や舗装の補修などの市民要望が多くなってまいりました。

そこで、近年では、笹引小学校付近の市道１１４号線の歩道整備や２２３号線の道路改良を実施しました。現在は、文違１号線の道路改良事業を進めるとともに、あわせて道路の維持補修につきましても実施しているところでございます。

しかしながら、舗装の老朽化が進み、維持補修が多くなってきていることや、また、道路改良事業には多くの時間と費用がかかることから、近年の財政状況では１つの路線の整備が完了してからでないと、次の路線を手がけることができないという大変厳しい状況であります。

このようなことから、道路整備が遅れているものと認識しておりますが、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○教育長（齊藤 勝君）

質問事項１について答弁いたします。

(１) ①についてですが、平成２０年度の校舎の破損につきましては、ガラスの破損などが主なものですが、小学校では１２６件、中学校では９３件の修繕を行っております。修繕の内容については、ガラスの破損の他に扉の修繕、かぎの修繕、水道蛇口の修繕、照明などの電気器具の修繕、門扉の修繕、トイレ器具の修繕などがございます。

○古場正春君

答弁ありがとうございました。２、３点、自席で再質問させていただきます。

ガラスの破損が多いようですが、破損は故意的なのか、過失なのか、そこらあたりはどうなっておりますか、よろしくお願いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

故意で破損したもの、あるいは故意ではなくて、滑ったり、転んだり、よろけてしまったりという中に体や物が当たって破損したもの、ケース・バイ・ケースでございます。

○古場正春君

その他にも修繕する箇所の計画がいろいろとあるようですが、もう少し具体的にわかりやすく、よろしくお願いいたします。

○教育次長（尾高幸子君）

空調機の修理、あるいはスイッチ、コンセントの修理、流し台の排水修理、ドアクローザーの修繕など、さまざまな破損の状況に応じて対応をしております。

○古場正春君

この破損と言いますと、ガラスと門扉とか、扉なんですけれども、大体ガラスは何枚ぐらいで、ほかの修繕はどのくらいなのか。

○教育次長（尾高幸子君）

ガラスの修繕で、件数で申し上げますと小学校34件、中学校が29件ですね。他の施設の修繕といたしまして、小学校が36件、中学校が22件となっております。

○古場正春君

このガラスの修繕と、その他の修繕、金額にすると、ガラスと分けてお願いいたします。修繕の費用でございます。

○教育次長（尾高幸子君）

ガラスの修繕が小学校49万8千267円、他の施設が57万1千966円。中学校でガラスの修繕が53万3千891円、他の修繕が87万1千455円となっております。

合計すると、ガラスの修繕が103万2千158円、他の修繕が144万3千421円となっております。

○古場正春君

大体250万円ぐらいの1年間で修繕、壊されたということです。前回、19年9月にこのことで質問したんですけれども、ご指摘の校舎の破損については、ちょうど昨年、17年のことでしょうか。昨年の今頃、校舎の破損問題が問題化されていると。昨年の今頃のあたりの内容ではないですかという答弁をいただいたんですよ。だけど、これを見ますと20年度も、これすごい壊されているんですね。250万円の壊され方ですから。

○教育次長（尾高幸子君）

古場議員さんは、どこか1校のみのお話をされているようですが、私、小学校全体、中学校全体でお答えしたはずですよ。

○古場正春君

いや、ごめんなさい。これ、中学校全体のことでございます。

では、1校でいいですよ。1校のことで、昨年の9月頃でしょうか。すごいドアを壊しているんですね。その修繕費が約16万円とお聞きしておりますけれども、こういうドアの壊し方、何が原因なのか。学校が原因なのか、何が不満があって壊したのか。そんな簡単に壊れるドアじゃないですよ、2メートルぐらいあるんですからね。それを壊したということは、学校が不満なのか、何かそういう原因というのはあるんでしょうかね。

○教育次長（尾高幸子君）

これは、子どもだけに言えることじゃないと思うんですが、相手の一言が許せないというのがありますよね。そういうときに、物に当たるか、あるいはけつとばすか、殴るか、罵声を飛ばすか、こういうことになるんじゃないかと思うんですよ。あるいは机をたたくとかね。そういうことの中で、物に当たった結果が今なったものだと考えております。

○古場正春君

そんな簡単に物に当たって壊すというような、壊れ方じゃないんですよ。これは、税金で

支払いしたんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

ただいまのお話の中で、恐らく弁償させた件ではないのかなと思いますが、故意にやったものについては、基本的には弁償ですので、それに対応しております。

○古場正春君

それは、故意にやって、やった方は指定できますか。そのドアを壊した人は、だれだかわかるんですか。

○教育次長（尾高幸子君）

もちろん、弁償させたんですから、わかったから弁償させたと理解してください。

○古場正春君

どうもありがとうございました。

次に、道路問題でお伺いいたしますけれども、町の発展は、空港、港、道路、駅からと言われていると思いますが、私は富里市、佐倉市、四街道市、東京都の江戸川区、また九州の2カ所ぐらいを道路整備がどうなっているかということをいろいろと見てまいりました。本当にこの車時代に何でこんなに八街市は遅れているんだと。前回もロードレースの話もしましたが、ロードレースもできない、このような道路整備が遅れているわけですね。

そこで、あのバイパス、今、一生懸命やっておられますが、平成6年に決定がされ、平成12年度には開通見込みでした。平成11年10月頃だと思いますけれども、八街バイパス道路事業開始安全祈願をして、12年度には開通見込みだったんですが、いまだに開通しておりません。それは、どういうことなのか、ちょっとお伺いします。

○建設部長（並木 敏君）

3・4・3号の都市計画道路部分の街路事業分と、萬来ガソリンスタンドまでの、この区間につきましては街路事業分が1.5キロ、道路事業分が1.7キロの全体で2.2キロという延長がございます。

なぜ、遅れたかということにつきましては、街路事業分につきましては、5年ごとの事業の認可という形で事業予定を付けまして、まず、第1期分という形で5年で事業認可を概ねとっていきます。これは街路事業分です。これは、千葉八街横芝線から成東酒々井線までの間、当然、既存道路を拡幅していくわけではございませんので、用地買収が伴うところを道路を作っていくということでございますので、当然相手がいることでございますから、それで交渉に時間を要したということで、現在のところ平成22年度を予定しておるところでございます。

また、道路事業分につきましては、都市計画事業でございますので、県単の事業としてやっておりますので、これは特に先ほど都市計画道路ではないんですが、5年を1つのめどといたしまして、事業計画ではなくて、これは事業年度は特に定めてはおりません。以上です。

○古場正春君

本当に他市を見ますと、整備が決定してから3、4年でできるんですね。八街の場合はト

ンネルとか、橋とか、そういう難工事というのはいないんですよね。だけど、それにしても周りの市町村からすると、街路事業が遅れているということはどういうことなんですか。

○建設部長（並木 敏君）

これは、街路事業分と、あと道路事業分の大体のメートル単価を申し上げますと、これは用地及び補償費、工事費まで全部含めてなんですが、街路事業分の1.5キロにつきましては、平均でメートル当たり400万円程度でございます。道路事業分については、メートル当たり約200数十万、250万円を超えていると思うんですが、そのくらいの事業費でございます。これは、全部、補償費まで含めた金額でございますので、1.5キロということでございますと、これが4、5年でできる予算かということになりますと、ちょっと無理ではなかろうかというような気がいたします。

○古場正春君

だけど、いろんなところを回っても、今はほとんどバイパス道路を出て高速につながっていると。すごい市民サービスが行きわたっているわけですよ。例えば、今作っているバイパスも、いつできて、高速道路にいつつながるのか、わからないと、皆さんも私たちの時代はないのかなというような話も聞きますけれども、八街の道路整備は、何でそういうふうに遅れているのか。

○建設部長（並木 敏君）

先ほど申し上げましたが、今ご指摘の3・4・3号の街路事業分と道路事業分で2.2キロで約100億円でございます。だから、今、確かに遅れているといえは時間がかかり過ぎるというのは、これは相手がいることで、用地買収が伴わなければ、いわゆる道路というのは、これは無理でございますので、一般的に7割以上が用地費及び補償費という、現在の3・4・3号につきましては、そのような中立ちになっておりますので、特に用地買収、相手があることですので、そちらの方で時間を要してしまったということでございます。

それと、あと午前中の川上議員の質問の中で、3・4・3号、これから佐倉に向けて、佐倉市との市境まで、これは現道で神門線に乗せた箇所がございますので、まだ、道路事業分を終わった段階で、今度そちらに移っていかざるを得ないというように考えております。

○議長（山本邦男君）

会議中でございますけれども、10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時06分）

（再開 午後 2時18分）

○議長（山本邦男君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○古場正春君

今までもいろいろと進捗状況をいろんな方が質問されておりますよ。八街バイパス、これからも1日も早く開通することを要望いたしまして、終わらせていただきます。

○建設部長（並木 敏君）

先ほどの私の答弁の中で、街路事業１．５キロ、道路事業分１．７キロ、計２．２キロというように計算違いしております。合計で３．２キロに訂正をお願いいたします。

○議長（山本邦男君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

次に、桜田秀雄議員の個人質問を許します。

○桜田秀雄君

議席番号１番の桜田秀雄でございます。

私は、市長の政治姿勢ほか、２点について質問をいたします。

平成１２年、地方分権一括法の施行を経て、国と地方の役割分担が明確に線引きされ、地方公共団体の自己決定権が拡大するとともに、自己責任も重くなりました。ともに選挙による民意によって住民の代表機関を構成する議会や執行機関の長の果たすべき役割も大きくなりました。

こうした観点から、住民自治の根源をなす議会サイドからは、議会の役割と活性化を図るために議会の権能・組織・運営等のあり方について見直すべきではないかというような、さまざまな報告書が出されています。

八街市議会でも市長が設置する各種審査会等への参画の是非について議論が始まりました。これは、議長会から平成１０年に出された地方分権と市議会の活性化に関する報告書の指摘を受けた各議会で見直し作業が行われているわけですが、報告から１０年以上もたっています。対応に遅れた要因の１つに、議長の短期交代があります。本市の議会は皆さんもご存じのように、毎年のように議長が交代し、なれない中、日々の議会対応や会議・催事への参加に追われ、議会改革や活性化への方策が置き去りにされた結果であります。議長会も議長の短期交代は「議長、ひいては議会全体の権限を自ら下すものとして現に慎まなければならない」との是正を求めています。

ただ、単に各種審議会等への参画の是非にとどまらず、地方分権時代の議会のあり方について議論し、議会基本条例への扉を開かれることを期待するものです。

片や地方分権で市長の権限が飛躍的に大きくなりました。心ある国会議員はやりがい求めて首長に転身するほどです。

情報公開制度を生み出した、ある町長は町の持っている情報は住民のものであり、すべてを公開したい。町長が変わることで、こうした方針が変わらないようにするために制度化をしたと述べています。

自治基本条例も同様であります。市の街づくりの基本となる考え方、基本理念を執行機関・議会、そして住民の３者が共有しながら自治の進展を図り、自立した地域社会を作ることが求められています。

そこで、質問いたします。

（１）自治基本条例に対する市長のご見解をお伺いいたします。

(2) 次に、県内でも本条例の制定の動きが加速しています。八街市でも検討すべきであると思いますが、いかがでしょうか。

(3) 議会基本条例と市民参加協働条例は、自治基本条例と不可分の関係にあります。市民参加協働条例は、第1次実施計画の中で平成19年には制定するはこびとなっておりますが、いまだ提案の兆候すら見えません。なぜ、提案できないのか、お伺いいたします。

次に、基本計画についてお尋ねをいたします。

第1次基本計画策定に当たり、市民の声を聞く市民会議が設置され、さまざまな提言がなされたと聞いておりますが、どのような提言があり、基本計画の事業にどのように活かされたのか、お伺いいたします。

(2) 第1次基本計画策定の過程で開催された市中央公民館での懇談会で、クリーンセンターの余熱を利用した健康増進施設の建設を提言、市長も前向きな姿勢を示されておりましたが、残念ながら組み込まれませんでした。第2次基本計画に組み込むべきと思いますが、市長のご見解をお聞かせください。

最後に、ごみの収集事業についてお尋ねをいたします。

先日も質問がありましたが、分別変更後のごみ集積所に赤いごみ袋が未回収で残されております。分別変更後の収集状況及び問題点をどのように認識されているか。また、区、自治会等に未加入世帯及び民間アパート入居者等世帯への広報活動はどのように行われたのかをお伺いし、1回目の質問を終わります。

○市長（長谷川健一君）

初めに、質問事項1. 市長の政治姿勢について答弁いたします。

(1) (2) 及び (3) は関連がございますので、一括して答弁いたします。

地方分権以降、自治体運営は国や県からの権限委譲により、その運営の自由度が増す一方、地方の将来像を自ら描き、地域の個性を活かした街づくりを主体的に進めていく自己決定、自己責任の重さが拡大しました。

自治基本条例は、自分たちの街の課題は自分たちで解決するという市民自治による街づくりを推進するための基本原則を定めるものと認識しております。

自治基本条例の制定は、現時点は考えておりませんが、条例の性格からして、自治基本条例の前段に市民参画協働条例の策定があるものと考えております。その市民参画協働条例を絵に描いた餅としないためにも、単にルールを作ることが目的とならないよう、市民協働に対する市職員と市民との共通理解と市民参加意欲の高揚の啓発ということに努める必要がございますので、このような啓発を図りながら条例制定に向けた作業に着手したいと考えております。

次に、質問事項2. 基本計画について答弁いたします。

(1) ですが、現行の八街市総合計画2005のうち、20年間の長期計画である基本構想の策定に当たりましては、本市が進むべき基本的な方向性を明確にし、市をより豊かで暮らしやすい街にするため、市民の視点から意見交換や討議をしていただき、街づくりに関す

る提言をしていただくことを目的に八街市まちづくり市民会議を設置、募集人員50人に対して、24人のご参加をいただいたところでございます。

このまちづくり市民会議からの提言は、基本構想の中の街づくりの基本理念や将来都市像に原文のまま採用させていただいたところです。

また、街づくりについて重視すべき点の提案や施策行政分野別の提言もあわせていただいております。これらにつきましては、街づくりの方向性や第1次基本計画の施策などに反映させております。

次に(2)ですが、クリーンセンターのごみ焼却により発生する熱源を利活用した施設整備につきましては、以前より市民の皆さんなどから、温水プール、温浴施設、健康ランドなど、さまざまなタイプの施設のご要望をいただいているところでございます。

また、現在のクリーンセンターの建設に当たりましては、将来的に貴重なエネルギー資源である、このごみ焼却熱の有効利用を図るべく、近傍に付帯施設を設置することで、そこへ熱供給ができる設計としております。

そこで、次期5カ年、第2次基本計画に余熱利用施設の建設を掲載すべきとのことでございますが、現段階では、施設建設費用のほか、後年の維持管理等運営にかかる費用なども勘案しますと、現下の市財政が逼迫していることから、第2次基本計画期間内に位置付けるということは、極めて難しい状況だと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問事項3. ごみ収集事業について答弁いたします。

(1)ですが、鯨井議員に答弁したとおりでございます。

なお、ごみ分別方法について、多くの問い合わせがあると聞いておりますので、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。

また、ごみステーションにおけるごみ分別の適正化は、今後も推進いたしますが、直接搬入ごみについても、分別の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、今回のごみの分別見直しにつきましては、区・自治会等を通じて、3月にごみ分別変更パンフレットを各戸に配布いたしましたが、区・自治会等に未加入世帯には、広報やちまたの12月号、1月号、3月号、4月号、5月号に掲載しましたほかに、ホームページにも掲載しております。

また、ごみステーションへの新分別看板を2月に設置し、3月末から4月上旬にかけて防災行政無線でもお知らせしております。団体などへは、平成20年12月から、ごみ分別の説明会を開催し、現在も引き続き開催しているところでございます。

なお、民間アパート入居者等世帯につきましては、把握している不動産管理会社に説明会を開催して、ごみ分別変更パンフレットを配布いたしました。

しかしながら、いまだに、ごみステーションには異なる袋でのごみ出しがなされておりますので、市では今後ともPRを重ねてまいります。市民の皆様におかれましても、ごみ分別のあり方について話し合う機会などをお持ちいただき、資源化の適切実施、最終処分場の

埋立量削減、焼却施設の負荷低減にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
以上でございます。

○桜田秀雄君

答弁があったんですが、答弁の中でも、いわゆる市民協働条例、これが自治基本条例のいわゆる呼び水になると、そういう言い回しの話がありました。私も、そのとおりではないかと、こういうふうに思っているわけですが、ですから、ここ何回かの議会で市民協働条例を早期に提案をしてほしい、こういう要望を繰り返しているわけであります。

何事もやはりきっかけづくりというのが必要だと思うんですね。例えば、神奈川県に大和市というところがありますけれども、ここは市民参画協働条例の策定の議論の中で、参加した市民の中から大和市のまちづくりの目標がはっきりしないと、それでは協働がうまく進まないのではないか。こうした指摘を受けまして、市長自らが自治基本条例の策定に言及したことがきっかけで、自治基本条例が作られました。

そうした意味で、ぜひとも、この市民協働条例、もう平成17年から3カ年計画、19年には策定できるという約束をされていたわけですから、早急に提案をしていただきたい、こう思うのですが、この遅れている理由、これを明確にし、お伺いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○総務部長（浅羽芳明君）

遅れている理由を明確にということでございますけれども、特に意識をして遅らしている、作らないということではございませんので、そういったことでご理解はいただきたいと思えます。

先ほどの市長答弁の中でもございましたように、策定の作業には、できるだけ早い時期に着手をしたいというふうに考えております。

○桜田秀雄君

早く着手をしたいという答弁がありましたけれども、まだ、着手していないんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

現状としては、着手をしていないというようなことになります。この条例策定に当たりましては、同時に市民参画についての意識付け、あるいは作業の過程で市民参画をしていただく中で策定をしていくというような、そういう手法についての検討、こういったことも必要でございますので、大変申し訳ありませんが、これから準備作業に入ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○桜田秀雄君

これまでの私の3回にわたる、この市民協働条例の質問に対して、市長の方から着手はしているが、進んでいないんだと、こういう答弁があったように記憶をしておりますが、違いますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

ちょっと私の言葉が足らなかったのかもしれませんが、具体的な取り組みについて

は、まだ着手をできるような状況ではないということで、考え方として、当然、市民参画の手法で取り組むというようなこともありますので、そういった方向で取り組んでいきたいというような考え方は持っております。

○桜田秀雄君

これ、平成17年ですよ。作ると約束をしたのが19年にも関わらず、まだ着手もされていないという、この発想、どうしても私は理解できないんですね。例えば、昨日総務部長、自分の健康は自分で守る、こういうお話をされました。これは、ご存じのように市長の持論でございますけれども、この言葉、よく街でも時々、市民の皆さんからお伺いするんですよ。これ多分、市長さんがいろんな会議のあるごとに、そういうお話をされているんだろうと。そういうことで、行政の中はもちろんでございますけれども、市民の間にも浸透していると。これは、それでよろしいんですけれども、やはり市長は住民の選挙によって選ばれて、行政のトップでございますから、やはり精神論も結構でございますけれども、政策をもって、そして施策を持って市民に応える、これがやはり市長の仕事であると思うんですが、市長いかがですか。

○市長（長谷川健一君）

私は、ちゃんと選挙に立候補するときには、私が掲げている政策はできるだけ早くやって、しかし、これが政策に掲げないからやらないというわけではありませんけれども、そういうことで、今聞くと私が政策に掲げてやらないみたいですが、私はこれについては政策には掲げてありませんでした、私が今回、選挙に立候補するときには。しかしながら、立候補で出した政策については、着実にまだ実現できないものもございまして、できる方向付けはちゃんとして、今来ております。そのことによって、皆さん方から批判もされている部分もありますけれども、それは私の政策ですからご理解くださいというようなことで答弁もしたこともございますので。

ですから、それとまた、自分の健康は自分で守るというようなことを私は実際言っています。私が言っているのは、本当は皆さんに言っていただきたいんですよ。ですから、今回のインフルエンザの予防についても、やはり手洗い、うがいを励行することが一番これが予防になると言っているんですから、これは手洗い、うがいは自らやらないとやはりだめですから。ですから、基本的にはやはり自分で、そういうことを守らないと。街づくりも自分で提案をして、自分でやるのが一番いいことです。ですから、それを1つの組織してやって、みんなが足並みをそろえて、初めてこれが早くできるというようなことです。

ですから、この制度ができたからすぐ進むというような、こんなわけにはいきませんが、先ほどからも道路につきましても、道路だって一刻も早くやりたい。しかしながら用地買収に協力してくれないとだめですから。だから、言うだけじゃなく、今後も私どももできるだけ、今答弁したように、いろんなさっきも募集したり何かして、いろんなそういう条例を制定する前の準備を今している段階ですので、その辺はご理解をお願いいたします。

○桜田秀雄君

市長が選挙に出る際、この市民参画協働条例、これは公約にしていなかったと、こうおっしゃいました。しかし、基本計画の中で第1次実施計画の中で、これを明確に掲げております。これは、どこの部署が作ったにしろ、市長と行政間は管理一体の原則というのがございますから、当然これは市長の責任になります。そういう答弁はちょっとまずいんじゃないですか。

○市長（長谷川健一君）

いや、私はやらないということじゃないですから。やらないと言ったならまずいと思いますよ。やらないと言ったわけじゃないですから。今、ただ、1年ぐらいでできるでしょうというようなこんなことでしょうけれども、それはやらないということなら、そういう指摘もいいですよ。私はやらないと言っていないから。ただ、私は私の掲げた政策については、これは優先的に議会の理解をいただいて、協力いただいて実行するというようなことだけは、これは皆さんとお約束してありますからやりますけれども。ですから、その辺をちょっと言葉を履き違えて、いろんなことを言わないで、ちゃんとやらないと言ったなら言ってもいいんですけれども。ですから、やりますけれども、今は準備段階ですから、まだ上程するまではいかないということですから。上程したら、ひとつ賛成をしてください。

○桜田秀雄君

ですから、準備段階といいますけれども、これまで私は3回ほど、この問題で質問しております。ですから、なぜ遅れているのか。それを今お伺いをしているわけです。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありませんけれども、なぜ遅れているかということで、明確な理由はございません。しかしながら、市長も申し上げているとおり、遅ればせながらということにはなりますが、条例策定の作業に入るということでございますので、ご理解はいただきたいと思います。

○桜田秀雄君

これはちょっと話が違うんですけれども、1月20日、私は会津若松市の方に1人で行ってまいりました。向こうの議会事務局、この方からひょうたんからこまの話を聞かせていただきました。なぜかと言いますと、私は議会基本条例の関係で、会津若松市の方に行ったんですけれども、この議会基本条例ができるきっかけ、これはどんな形でできたんですかという話をしたんですが、おもしろいことに、例えば議長選挙、これまでは八街市と同様の形で議長選挙をやってきたと。しかし、今回3名の皆さんが立候補され、その中の1人、これは社会民主党から立候補された方らしいのですが、議長選挙というのはあくまでやはり政策を持って争うべきであると、こういう提言をしたらしいんですね。それで、立候補予定者の3人が、それはそうだろうと。では、自分が議長になったら何をやりたいか、これをみんなで出し合おうと。そういうことで、たまたま議会基本条例を作りたいと、こう主張した議長さんが当選をいたしました。これがきっかけとして、会津若松市では、すばらしい議会基本条例が制定をされたと、こういうことをお伺いしております。

私は、例えば過去に審議会等の委員の公募を拡大してはどうかと、こういう質問をさせていただきました。しかし、市長はなかなか募集をしても集まらないんだと、こういう話をされました。確かに第1次実施計画の中の市民会議、これは50名公募されて24名、約半分でございます。第2次基本計画に対する市民会議も、これは、多分30名の募集で15、16名だとちょっとお伺いしておりますけれども、約半分ぐらいです。

私は、これが多いか少ないか、私はすばらしいものだと思っているんですね。例えば会津若松市議会、この基本条例を制定する上で、検討委員会を設置をいたしました。議会の改革について、学識者、そして市民をも公募で募集すると、異例の措置をとったわけです。なぜかという、議会の中だけにいると、それはやはり枠が狭まってしまいます。どうしてもやはり学識経験者なり、市民の声を聞くことが改革につながっていく。こういう形で募集をしたと聞いております。

この中に、1名の女性が参加をいたしました。募集をいたしましたけれども、1名しか集まらなかった。こういうことでございますけれども、あと、ここにある雑誌がございまして、この条例の制定に当たりました「会津若松市議会、小林作一議会制度検討委員会委員長に聞く」という記事があるんですけれども、委員会に公募市民と学識経験者を加えた、その効果はいかがでしたかと、こういう質問に対して、議員だけでは発想が限られる。公募市民と学識経験者が委員に加わったことで、議論の幅が大きく広がった。特に市民委員の発言、1人ではございますけれども、5人分の効果があったと評価していると、このように述べて、私は当初それほど強く条例を作るべきであるという必要がなかったが、1年間皆さんと議論を通じて学んできた。条例によって議会は1つの重荷を背負うことになる。市民と約束したことによって議会は変わらざるを得ないし、無理にでも変えていかなければいけないという気持ちになっていると、このように述べています。

ぜひ、市長、そういう意味できっかけづくりを率先してやはり作っていただきたい、このように思うんですが、そういう意味で市民参画協働条例、一刻も早い提案を求めるものが、いかがでしょう。

○市長（長谷川健一君）

今、議会のことは議員でやってください。私どもは、議員の方は別にわかりませんから。

それと、桜田議員の質問の中で、議員と学識経験者と公募の方で構成したこの委員会が効果があったと議員の方から言っているわけですから、条例を作る場合には慎重にやらないと、公募だけでやった場合に、それで人数50人なら50人でやった場合に、集まらなかった場合に、今度また第2次公募をやるかどうかやるか。それとまた公募だけですと、いろんな意見が、50人いれば50人意見が違いますからいいでしょうけれども、ですから、やはり私はそういう議員を委員にするとか、そんなことではなくて、議員はいろんな経験があるし、いろんなところに視察に行っていますから、そういう委員会で出てきて、議会の人はいつも発言は後でみんなが言ってから一歩下がって発言してくれているように、私は受け止めていますけれども、ですから、やはり議員はもうそんな委員会には入らないで、もうみんな公募で

やった方がいいというようなことも言えるんでしょうけれども、やはり議員も1人ぐらいは、入った方がいいとか、学識経験者とか、こんないろんな人選についてはあって、どういふふうにやったらいいかということも検討しなきゃいけませんので、ですから、これについては、よく検討して議会の方は議会の方で検討して、いい案を教えていただければ結構です。ですから、私は条例は作らないとか言っていません。今、準備していますから、できるだけ早く作ります。作りたいと思っていますよ。しかしながら、やはり準備が完全にできませんと、議会上程するわけですから、議会に上程してこれが通らなかったら、やはりこれはまずいからです。ですから、議会の皆さんに納得できるような案を作って上程しますから、よろしく願いいたします。

○桜田秀雄君

早急に提案できるようにご尽力をお願いいたします。

次に、基本計画についてお尋ねをいたします。先ほど、クリーンセンターの余熱利用について、当面やはり財政的に厳しい状況にあると。これも私も承知しておりますけれども、難しいのではないかと、こういうお話をいただきました。

実は、本年2月18日、さんぶの森にあります元気館、これの視察に行つてまいりました。この視察、さんぶ元気館、執行部の皆さんで利用された方がいらっしゃったら、手を挙げてもらえませんか。

おりませんか。施設の建設の目的は町民の健康づくりに対する意識が非常に高まり、保健、福祉、医療体制の整備に強い要望が出され、緊急な整備が望まれるために作ったと、こういうふうに申されておりましたけれども、これは平成17年3月に完成をいたしまして、総工費は17億円です。トレーニングルーム、浴室、温室プールなどをそろえた健康づくりと老人福祉センターの複合的な施設でございます。

利用実態なんですけれども、これまで69万人ぐらい利用されておりますけれども、そのうち山武市民が約5割、八街市民が3割強、その他が2割、年代的には50代が20パーセントと最も多いそうでございます。源泉は帝国石油という会社がございまして、ここと無償契約を結んでおります。用地は開発行為に伴って、あそこに7千世帯ぐらいの住宅開発が計画されまして、これがバブルではじけましたけれども、その開発に伴う学校用地として保有していた土地ということでございます。源泉は天然温泉で、帝国石油が地下1千300メートルからくみ上げる液化天然ガスの副産物ということで、管理体制については直営、山武市の職員と委託業者70名。驚いたんですが、この委託業者の中、約5割が八街から通っている。こういうお話をいただきました。

また、一般会計からは年5千万円ほどの補てんがされており、あそこも合併しましたので、他の市町村から大変厳しい目で見られていると。5千万円も補てんしているのに、利用者の3割は八街の住民じゃないかと。こういうご指摘も受けて、大変今厳しい状況にもあるという、こんなことも言っておられました。

施設の利用料金については、定期券が1カ月、山武市民が5千円、市外の皆さんが7千5

00円ということで、八街市民の皆さんはプラス2千500円の自腹を切って通われている。最も注目をしたいんですが、この元気館が運営されていることによって、医療費の削減、健康状態の改善に大きな効果が上がっていると、こういう追跡調査がされていることであります。例えば利用者102人、非利用者510名の平均診療点数の差は1千500点、1点10円でございますから1万5千円、その他、体重や肥満度、肝機能の測定値などが低下をしている。ということで、大変に効果を上げているわけでございますけれども、ぜひ、八街市もそういう観点からも踏まえて検討できないかと。市長にもう一回お尋ねいたしますけれどもいかがでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

これはもう将来的には作るということで、ですから、今も基地については余熱の利用をできるように作ってあるんですよ。しかしながら、これは桜田議員さんにも理解はしてもらいたいと思いますけれども、この次期の計画の中に入れるのは、朝陽小学校があるし、文違調整池からの駅の前までの排水工事もあるし、その前にみんな文化会館を作ってくれとか、いろいろありますから、それも入れられたら入れるというようなことで、いろいろ山積をしていますが、しかし、それは確かに作る計画ですから。それとあそこには用地もまだありませんけれども、用地はあそこを埋めれば用地もできるわけですから、ですから、将来的には作りますけれども、今、即ここでいつ作るということは言いがたいというようなことですので、ご理解をしていただきます。

それと、もし八街でできたときには、よその市からどんどんいっぱい来ていただくことを私は歓迎しております。これは、やはりそういうよそからいっぱい来てくれることによって運営費が浮きますから。ですから、山武でも八街の人が行かなくなっちゃうと、恐らくそれはもっと市の負担が多くなると思います。ですから、そういうことについては、私はあまり市境とか、そんなこと関係なく行った方が、私はお互いにいいんじゃないかと思います。以上です。

○桜田秀雄君

僕も何回か利用させてもらっているわけですが、実際に調査に入ってお話を聞いて、八街の市民の皆さんが3割利用されていると。そして追跡調査の結果、平均診療点数が1人当たり1千500点、金額に直すと1万5千円になりますけれども、そういう意味では八街の国保財政にもある程度の影響は出ているのかなと。そんな思いもいたしまして、また、職員のうちの半分以上がこの八街から通われていると、こういう話を聞いて雇用の面でも大変にありがたいことだと、こんなふうに思っているんですが、市長、市民の皆さん、自分の健康は自分で守ろうと、そういうことで多額というかどうか、それは人によって違いますけれども、2千500円、山武市民の皆さんよりは余分に払ってでも健康づくりをしようと、こういうことで一生懸命やられておりますので、その辺について例えば補助とか、そういうのを考えるべきではないでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

補助はちょっと無理です。

○桜田秀雄君

わかりました。

次に、最後にごみの分別について伺いをいたします。先日も質問がございましたけれども、特に市内を回ってみますと、赤いごみ袋の未回収が多い。こういうことが指摘をせざるを得ません。ある方から、実は赤いごみ袋というのは、昔はプラスチック類ですね。一番容積をとりまして、市民の皆さんとしても一番備蓄をしなければいけない。そういう意味で皆さん備蓄されているんですね。私の家もそうでございますけれども、あるお年寄りの皆さんから、うちは40枚備蓄しているんだと。今度制度が変わって、制度は理解しているんだけれども、その回収日にマジックで、これは不燃物と書いて出したんだけれども、それを持っていってもらえなかったと。こういうご指摘を受けたんですよ。僕も早速、市の方に何とか暫定的に何かいい方法はないのかと、こう言いましたら、これは市長の固い意志でございますからご理解をいただきたいと、こういうお話だったんですが、今回の分別収集、これ市の方針転換によってなされたわけですから、なぜ、そういう暫定的な策を講じられないのか。その辺ちょっと伺いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

これにつきましては、4月当初から確かに多くあったわけでございます、最初の頃は新たな分別ということで、赤い袋も回収いたしました。ところが、1カ月たちまして、そろそろある程度、市民の皆さんにも分別の周知が図られたかなということで、それ以後は回収しておらないという状況のために赤い袋がまだ散点しているというような状況だと思います。

そういうことから、赤い袋については、何かイベントの際に使ってほしいというふうには考えております。

○桜田秀雄君

赤い袋は例えば単身世帯であれば、これ3カ月に1袋あれば十分かなと、そんな感じですよ。やはりこれいろいろ広報活動もやってきたというお話を聞きました。けれども、やはりそういう住民の声というものをやはりくみ上げて、暫定的にできるような方法というものをぜひ検討していただきたいと思うんですが、再度お願いいたします。

○経済環境部長（森井辰夫君）

今のところは、ちょっと考えてございませんけれども、ただいま申し上げましたとおり、ごみゼロ運動とか、そういった際に使っていただきたいと思います。

なお、先般5月31日にごみゼロ運動があったわけでございますけれども、それ以外にもそういったイベント等がありますので、そういった際に使っていただきたいというふうに考えます。

○桜田秀雄君

今回のエコに伴いまして、例えば家庭でのごみの分け方、出し方という大きなチラシがありましたけれども、これは何部印刷されましたか。

○経済環境部長（森井辰夫君）

部数については、ちょっと何部かというのは、はっきり覚えておりませんが、いずれにいたしましても、区等を通じて各戸配付をいたしたほか、説明会にも配っております。ということからいたしますと、現在の世帯数約3万弱でございますので、少なくとも3万部以上は作ったというふうに考えております。

○議長（山本邦男君）

以上で、桜田秀雄議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問は、これで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6日から7日は、休日のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山本邦男君）

ご異議なしと認めます。

明日6日から7日は、休会とすることに決定しました。

本日の会議はこれで終了します。

8日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでございました。

（延会 午後 3時00分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問
2. 休会の件

